

杉並区高齢者施策推進計画の進捗状況（令和6年度実績） に係る検証・評価について（案）

1 検証・評価の目的

杉並区高齢者施策推進計画（計画期間：令和6～8年度。以下「計画」という。）について、各年度における進捗状況を検証・評価し、その結果等を考慮して必要な措置を講じることにより、計画の着実な推進を図る。

2 計画に掲げた事業・取組一覧

事業名	取組名	掲載ページ
取組方針1 元気高齢者の社会参加の支援と環境整備の充実		
(1) 多様な働き方の支援	①就労支援センターの運営	5
	②杉並区シルバー人材センターの運営支援	6
	③すぎなみ協働プラザによるNPO就労支援	7
(2) いきがい活動の支援	④ゆうゆう館の運営	8
	⑤コミュニティふらっとの運営	9
	⑥高齢者活動支援センターの運営	10
	⑦いきいきクラブの活動支援	11
	⑧長寿応援ポイント事業の実施	12
	⑨杉の樹大学事業の実施	13
	⑩すぎなみ地域大学の運営	14
(3) 社会参加に資する環境整備	⑪ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	15
	⑫心のバリアフリーの理解・促進	16
	⑬新たな公共交通サービスによる移動の選択肢の拡充	17
	⑭外出支援相談センターの運営と福祉有償運送団体の支援	18
	⑮誰もが利用しやすい公園づくり	19
	⑯デジタル技術の活用推進とデジタルデバインド対策	20

事業名	取組名	掲載ページ
取組方針2 高齢者の健康づくり・介護予防の推進		
(1) 健康診査の実施	①成人等健康診査の実施	21
	②後期高齢者健康診査の実施	22
	③国保特定健康診査の実施	23
	④成人歯科健康診査の実施	24
	⑤後期高齢者歯科健康診査の実施	25
(2) 高齢世代に向けたスポーツ・運動の支援	⑥健康・体力づくりなど地域の拠点としての機能の充実	26
	⑦高齢者が継続しやすいスポーツ・運動プログラムの提供	27
(3) 介護予防・フレイル予防の推進	⑧介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実	28
	⑨高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	29
	⑩フレイルチェックイベント・講演会の実施	30
取組方針3 支援が必要な高齢者に対する見守り・支援体制と家族介護者支援の充実		
(1) 見守り体制の充実	①安心おたっしや訪問の実施	31
	②高齢者安心コールの実施	32
	③たすけあいネットワーク（地域の目）の実施	33
	④ICTを活用した見守りの実施	34
(2) 終活の支援	⑤エンディングノートの作成・配布	35
	⑥終活に関する学びの機会の提供	35
(3) 成年後見制度等の利用促進	⑦制度を必要とする人をつなぐ相談機能の向上	36
	⑧意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築	37
	⑨権利擁護の地域連携ネットワークの推進	38
	⑩地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用促進	39
(4) 虐待及び消費者被害の防止	⑪高齢者虐待の防止及び対応	40
	⑫消費者被害の防止	41
(5) 家族介護者支援の充実	⑬介護者サービスの実施	42
	⑭介護者支援体制の整備	43
	⑮ヤングケアラー支援体制の強化	44
(6) 災害時における地域の支え合いの推進	⑯地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録者増に向けた取組の充実	45
	⑰震災救援所の要配慮者への対応強化	46
	⑱福祉救援所の充実	47

事業名	取組名	掲載ページ
取組方針4 地域包括ケアシステムの推進・強化と認知症施策の推進		
(1) 地域包括ケアシステムの推進	①ケア24の総合相談の強化	48
	②ケア24の運営体制の充実	49
	③地域ケア会議と地域包括支援ネットワークの充実	50
	④在宅医療体制の充実	51
	⑤生活支援体制整備事業の実施	52
	⑥高齢障害者への相談支援体制の充実と介護保険移行期のケア会議の開催	53
	⑦共生型サービス事業所の開設促進	54
	⑧高齢者向け住宅の確保及び居住支援	55
(2) 認知症施策の推進	⑨認知症バリアフリーの推進	56
	⑩認知症の人への相談体制の整備	57
	⑪認知症の普及啓発と予防・共生の推進	58
取組方針5 介護サービス（在宅・施設）基盤の整備・充実		
(1) 在宅介護サービスの充実	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備	59
	②(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の整備	60
(2) 施設介護サービスの充実	③特別養護老人ホームの整備	61
	④ケアハウスの整備	61
	⑤認知症高齢者グループホームの整備	62
	⑥都市型軽費老人ホームの整備	63
	⑦介護老人保健施設の整備に向けた取組	64
	⑧介護医療院の整備に向けた取組	65
	⑨サービス付き高齢者向け住宅等の整備	66
(3) 介護保険サービスの質の向上	⑩福祉サービス第三者評価の推進	67
	⑪介護サービス事業者への指導の実施	68
	⑫苦情・相談の受付	69
	⑬介護保険サービスの適切な利用支援	70
(4) 介護人材の定着・育成支援の充実	⑭介護事業所職員向け研修の実施	71
	⑮初任者研修等受講料の助成	72
	⑯非常勤健康診断等の助成	73
	⑰主任介護支援専門員・介護支援専門員法定研修受講料の助成	74
	⑱介護ロボットの導入支援	75

3 検証・評価のまとめ

(1) 指標について

○取組方針毎に設定した指標は、次のとおり推移しており、取組方針1及び5は目標を達成したが、取組方針3及び4については一層の努力が求められる状況であった。

指標		実績値			目標値	
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組方針1	地域活動・ボランティア活動・就労している高齢者の割合 (区民意向調査)	47.0%	50.1%	55.9% (目標:47.8%)	48.1%	48.5%
取組方針2	65歳健康寿命	男 83.7歳 女 86.8歳	男 83.5歳 女 86.6歳	男 83.6歳 (目標:83.9歳) 女 86.7歳 (目標:87.3歳)	男 84.0歳 女 87.5歳	男 84.1歳 女 87.6歳
取組方針3	今後も在宅での介護を続けていけるとする介護者の割合 (区民意向調査)	81.6%	73.3%	75.6% (目標:90.0%)	90.0%	90.0%
取組方針4	(1)地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、高齢になっても安心して暮らせる体制が整っているとする区民の割合(区民意向調査)	27.2%	27.4%	29.4% (目標:31.0%)	31.0%	32.0%
	(2)ケア24で総合相談から認知症支援に繋いだ件数	7,292件	7,958件	6,916件 (目標:8,080件)	8,110件	8,140件
取組方針5	特別養護老人ホームの整備が充足している割合 ※年度内入所者数(A)÷入所申込者のうち、当該年度の4月1日時点で区が最も入所優先度が高い区分に評価した者の数(B)	163.5%	178.6%	170.1% (目標:100%以上)	100%以上	100%以上

(2) 各取組の計画と実績等について

○計画に掲げた合計73の取組は、5ページ以降に示したとおりの進捗状況であり、それぞれ「令和6年度の主な成果と課題」及び「令和7年度以降の方向性・改善策」等を踏まえ、引き続き、介護保険運営協議会の意見等を踏まえながら、必要な改善・見直し等を行い、計画の更なる進捗を図ることとする。

4 各取組の計画と実績、令和7年度以降の方向性等

① 就労支援センターの運営	取組方針1－(1) 多様な働き方の支援
---------------	---------------------

(1) 取組の概要

年齢や性別等に左右されることなく、誰もが就労できるよう、特に高齢者や女性については家庭や健康状態など一人ひとりの状況に応じて、専門相談員による伴走型の就労支援を行うとともに、就労促進に向けたセミナーの開催や求人情報の充実等に取り組みます。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労準備相談者の就職決定件数	計画	850人	850人	850人	850人
	実績	545人	579人		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

令和6年度の就職決定者数は、目標には達していないものの、昨年度の実績を上回りました。利用が増えているシニア層に向けて、新たなカリキュラムを追加し、既存セミナーの対象年齢を拡充するなど、内容の充実を図りました。また、就労支援センターの実施事業や就職相談面接会などのイベント等を周知するに当たり、就労支援センターホームページや公式X、FacebookなどのSNSからのオンライン予約を活用したことで、参加者の増加に繋がりました。

今後も事業の充実と周知に努め、より多くの方が利用されるよう取り組む必要があります。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

引き続き、利用が増えているシニア層に向けたセミナーの開催回数を増やすなどのサービスの充実や、ハローワークや福祉関係機関等と連携した就労準備相談や就職準備セミナー、就職相談面接会などのイベントを効果的に実施するとともに、LINEの活用やInstagramページの開設などSNS等の広報媒体を活用した周知強化に取り組みます。

(1) 取組の概要

「いきがいを得るための就業」を目的に、区内の高齢者に対して臨時的・短期的又は簡易な業務への就業機会を提供している公益社団法人杉並区シルバー人材センターの運営を支援します。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就業実人員数	計画	2,000人	2,100人	1,900人	—
	実績	1,835人	1,847人		
年度末現在会員数	計画	2,800人	2,800人	2,800人	2,800人
	実績	2,648人	2,641人		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

自転車駐車場管理業務委託など区からの発注が減少する中、マンション等の屋内清掃、剪定、屋外作業など、民間事業所からの発注の増加により請負・委託事業は契約件数5,391件、事業収入888,306千円(7,013千円増)となり、派遣事業は実契約件数169件、事業収入63,057千円(15,373千円増)と、昨年を上回る結果となりました。また、経常経費は年々縮減を図っており、令和7年度予算では役員報酬や職員配置を見直しました。

令和5年度以降継続的に組織改革や事務の効率化、新規就業先の開拓に取り組んでいるものの、近隣自治体と比較し、会員数に対する補助金の比率が高いことから、更なる補助金の適正化を進める必要があります。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

今後とも区は、シルバー人材センターと定期的に意見交換を行い、センターが自主的・主体的に経営改善と事業の充実を図るよう支援していきます。

(1)取組の概要

すぎなみ協働プラザでは、NPO団体（非営利組織）設立・運営相談や区内のNPO団体（非営利組織）設立・運営相談や区内のNPO法人への就労希望者に対する情報提供等を行います。

(2)計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
すぎなみ協働プラザ相談件数	計画	500件	800件	800件	—
	実績	879件	931件		

(3)令和6年度の主な成果と課題

団体の運営や地域活動に関する相談、協働提案制度の相談・サポート、講座の開催など、様々な形でNPO等への活動支援を行いました。

また、NPO活動資金助成として5団体に約79万円を交付してNPO等の活動を支援したほか、令和4年度及び令和5年度に採択した協働提案事業2事業について事業実施に係る相談・調整等の支援を行いました。さらに、地域団体の情報サイトであるすぎなみ地域コムに358団体が登録し、情報発信のツールとして利用されました。

コロナ禍でNPO等の活動も制限された結果、コロナを機に活動をやめた人、コロナ禍においても活動を継続した人、そしてコロナ後の現在、地域活動未経験の人たちがどのように関わり、共に地域参加していくのかという課題があります。

(4)令和7年度以降の方向性・改善策

すぎなみ協働プラザでは新たな試みとして、誰もが気軽に集まり対話を重ねる場として令和7年4月より「ゆるプラ」という事業を実施し、参加者の交流や課題の発見・解決法を見つける手助けに取り組みます。また、地域団体の事業運営やイベント企画等に関する相談に対応することで、地域団体の活動を引き続き支援していきます。

(1) 取組の概要

ゆうゆう館では、高齢者の「憩い」「健康づくり」「いきがい学び」「ふれあい交流」の場として、協働事業実施団体と連携しながら、団体活動の支援や多世代交流事業を含む多様な協働事業を実施します。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協働事業実施回数	計画	9,500回	10,000回	10,000回	10,000回
	実績	9,548回	9,220回		
協働事業年間参加者数	計画	90,000回	95,000人	95,000人	95,000人
	実績	87,406回	86,184人		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度（延べ利用者 395,007人）以降大幅に減少していましたが、徐々に回復し、全館の利用者は延べ 268,000人（目的外使用や行政使用等を含めると 318,214人）となりました。また、協働事業は 9,220回実施し、参加者は延べ 86,184人でした。

令和6年度に実施した区立施設マネジメント計画に基づくワークショップ等の取組を通して、「ゆうゆう館及びコミュニティふらっとは、高齢者の居場所として、より利用しやすい工夫が必要」「高齢者にとっても多世代交流の視点も重要であり、両施設において充実を図るべき」等の意見が寄せられましたことから、更なる高齢化の進展を見据えつつ、ゆうゆう館・コミュニティふらっとの双方がより多くの高齢者にとって利用しやすい施設となるよう、区立施設マネジメント計画（令和6年度修正）に基づくゆうゆう館登録団体によるコミュニティふらっとの空き枠利用などの見直しについて、検討・具体化していく必要があります。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

ゆうゆう館については、高齢者の社会参加や交流、いきがい活動の場として重要な役割を担っていることから、運営事業者との意見交換会や事務連絡会を通じて、利用者ニーズや利用実態を十分に把握して運営していくとともに、利用環境充実のためフリーWi-Fi環境の整備を検討していきます。

また、区立施設マネジメント計画に基づく施設の更新等に係る検討に当たっては、ゆうゆう館利用者を対象とした意見交換会やオープンハウス等による意見聴取を行うなど、利用者の声を反映できるよう丁寧に進めていきます。

(1) 取組の概要

乳幼児を含む子どもから高齢者までの誰もが身近な地域で気軽に利用できる「コミュニティふらっと」の運営を通して、高齢者の様々な活動や世代を超えた交流・つながりを支援します。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者団体登録数	計画	—	—	—	—
	実績	196 団体	228 団体		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

令和6年10月にコミュニティふらっと本天沼が開設し、施設数は7所となりました。

令和7年1月に決定した「杉並区区立施設マネジメント計画（第1期）・第1次実施プラン（令和6年度一部修正）」では、区民意見を踏まえ、更なる高齢化の進展を見据えつつ、より多くの高齢者にとって使いやすい施設となるよう、コミュニティふらっとに登録した高齢者団体の優先枠等の見直し等について、検討・具体化していく必要があります。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

令和7年4月にコミュニティふらっと高円寺南が開設し、施設数は8所となりました。また今後、新たに2施設を整備する予定です。

コミュニティふらっと・ゆうゆう館を利用する団体は、いずれかの登録した施設のみでの活動を原則としていますが、両施設がより多くの高齢者に利用して頂ける施設となるよう、空き枠使用については、令和8年4月から、それぞれの登録団体が施設を相互に利用できるようにすることとしました。

(1) 取組の概要

高齢者活動支援センターでは、高齢者の福祉の増進を図るため、各種相談や健康増進、介護予防、教養の向上、レクリエーションに関する事業を実施するほか、いきがい活動の支援や、多世代交流の取組を進めます。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者活動支援センター登録団体数	計画	80 団体	80 団体	80 団体	80 団体
	実績	72 団体	80 団体		
団体利用回数	計画	2,600 回	2,600 回	2,600 回	2,600 回
	実績	2,445 回	2,508 回		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

高齢者活動支援センターについて、利用者が安全に利用ができるよう、指定管理者と連携を図りながら保守管理を行いました。また、経年により使用不可能となっていた、治療器コーナーに設置してあるマッサージ器の更新を行いました。

高齢者活動支援センターの全時間帯における講座室等の利用率については60%を超えましたが、その内訳では、多目的室の利用率は80%を超えているものの、講座室の利用率は50%台にとどまっており、引き続き、指定管理者と連携して利用促進を図る必要があります。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

高齢者活動支援センターについては、引き続き指定管理者と連携してより良い施設運営を行い、高齢者のいきがいや仲間づくりを促進し、元気高齢者の活動の増加につなげていきます。

引き続き、高齢者活動支援センター及び高齢者ゲートボール場を適切に維持管理していきます。

(1) 取組の概要

高齢者の知識及び経験を生かし、いきがいと健康づくりのための多様な社会活動を実践するいきいきクラブ及び杉並区いきいきクラブ連合会に対して、助成金の交付や活動PR、活動場所の確保等の支援を行います。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
いきいきクラブ加入者数	計画	4,200人	4,000人	3,900人	3,900人
	実績	3,959人	3,893人		
いきいきクラブ活動回数	計画	18,500回	18,000回	18,000回	18,000回
	実績	17,673回	17,309回		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

各単位クラブにおいては、助成金を有効活用し、社会奉仕活動、健康を増進させる活動、生きがいを高める活動等幅広い活動を実施しました。また、令和6年度は6年ぶりに1クラブが新規設立されました。しかし、全クラブにおける総加入者数は減少し、社会貢献活動も年々減少しているなど、活動規模が縮小されていることが課題となっています。この減少傾向は全国的な状況で、高齢者の意識・ニーズが多様化していること、高齢になっても働き続ける人が増えたことなどが考えられます。

また、いきいきクラブの会員の高齢化に伴い、個々のクラブ及び連合会においても「役員等の成り手がいない」「会計処理や各種の書類作成が負担」などの課題があります。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

いきいきクラブの減少傾向は落ち着きつつあるものの、全体的な会員減少傾向や役員の高齢化が続いています。こうした中で、各クラブが滞りなく活動を行えるよう、会計処理や区への提出書類作成時の支援等に努めるとともに、令和7年4月から区の所管課に専用携帯電話及び職員を配置して杉並区いきいきクラブ連合会の事務局機能を支援する体制を強化します。これらの取組のほか、区役所ロビーやセッション杉並で行う作品展示等を通して、いきいきクラブの魅力を発信し、会員数の拡大につながるよう取り組んでいきます。

(1) 取組の概要

長寿応援ポイント事業を通して、高齢者の地域貢献活動やいきがい活動、健康増進活動等への参加を応援します。なお、より多くの参加者が得られるとともに、事業経費の適正化等を図ることができる仕組みとするため、令和 7（2025）年度から見直しました。

(2) 計画と実績

指標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
活動登録グループ件数 (新規)	計画	60 件	60 件	60 件	—
	実績	47 件	71 件		
活動登録グループ件数 (総数)	計画	—	1,360 件	1,360 件	—
	実績	1,350 件	1,328 件		

(3) 令和 6 年度の主な成果と課題

令和 6 年度末の登録団体数は、新規の活動団体登録が 71 件あった一方、活動廃止の団体があったことなどから、令和 5 年度より 22 件減少の 1,328 件でした。

長寿応援ファンドを活用し、高齢者の日常生活や健康づくりを支援する活動や、誰もがすみやすいまちづくりを進める活動を行う 2 団体に助成を行いました。また、実行計画等に基づき、地域活動団体関係者や学識経験者の意見を踏まえて事業の見直し内容を決定の上、令和 7 年 4 月からの見直し後の事業を円滑に実施するため、活動団体をはじめとする区民等への周知のほか、システム改修などの準備を行いました。今後、見直しにより決定した、令和 9 年度までに感染症前の実績水準を超える 60 歳以上人口比 4.0% の目標参加率達成に向けて、個人でも参加しやすい健康増進活動等を充実する必要があります。

(4) 令和 7 年度以降の方向性・改善策

令和 7 年度から見直し後の事業を実施し、令和 9 年度までに 60 歳以上人口比 4.0% の参加率達成に向け、区の保健部門やスポーツ振興部門と連携しながら、個人でも参加しやすい健康増進活動等の充実を図るとともに、長寿応援ポイント事業のより効果的な周知に努めていきます。

(1) 取組の概要

高齢者の生涯学習・社会参加の支援を目的とし、60歳以上の区民を対象に講座を実施する「杉の樹大学」では、当面の間、高齢者のICT利用を支援するための講座を中心に学びの機会を提供することを通して、シニア世代にデジタルを通じて新たな体験や出会いが生まれ、社会参加の幅が広がっていくよう支援します。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
杉の樹大学講座開催数	計画	50回	44回	44回	20回
	実績	50回	44回		
杉の樹大学受講者数	計画	760人	640人	640人	400人
	実績	393人	548人		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

杉の樹大学では、高齢者のデジタルデバイドを解消するためスマートフォンに関する初心者のための2日間講座6回、アプリ活用講座6回、SNS活用講座6回、指導者養成講座2回及び個人相談会24回を実施し、延べ548人の参加がありました。ほとんどの講座で定員を超える応募がありましたが、キャンセル等の理由により目標値を下回りました。今後は区の総合的なデジタルデバイド対策の取組を踏まえ、高齢者の実態やニーズに応じたデジタル以外の講座内容を検討し具体化していく必要があります。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

令和4年度から実施しているICT関連講座については、令和7年10月に開催した「デジタルデバイド常設相談窓口」で行う区民向けセミナープログラム等と内容が重複することから令和7年度をもって終了し、令和8年度以降はICT関連以外の生涯学習・社会参加を支持する講座の充実を図ります。

(1) 取組の概要

すぎなみ地域大学では、幅広い世代の区民が様々な地域貢献活動の担い手として活躍できるよう、必要な知識・技術を学び、仲間を拓げるための各種講座を開催し、地域活動・ボランティア活動への参加を支援します。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
すぎなみ地域大学の講座数	計画	25 講座	25 講座	25 講座	25 講座
	実績	25 講座	24 講座		
地域活動参加者数	計画	150 人	150 人	—	—
	実績	400 人	359 人		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

既存の講座に加え図書館音訳等ボランティア講座、水鳥調査・解説員講座等、地域ニーズに合わせた新規講座を所管課と企画・運営することができた結果、受講者数は745人で前年度より38人増加となりました。また、講座終了後の地域活動参加者については、358人と前年度よりも減少しましたが、目標値(150人)を上回る結果となりました。

地域大学設立より19年目となる中で、地域課題や価値観も変化してきており、より現在の地域の課題やニーズに即した新規講座の開拓が必要です。所管課や地域団体、また講座の運営を委託している民間事業者のアイデアや人脈なども生かし区民の地域活動への参画を促進していきます。また、講座修了者の中には具体的な活動に結び付いていない方や、ボランティア登録はしたものの活動場所が確保されず、地域人材を必要とする場に人が満たされているとは言い難い状況にあることが課題として挙げられます。これには所管課、関係団体との調整不足が原因として挙げられることから、関係者間の情報共有や連携を図るとともに、講座内容や運営方法についてもより高い効果を得られる方法を検討し実践していきます。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

講座の主な会場としていた分庁舎4階会議室が、臨時で他課の執務室になったことにより、令和8年度までは引き続き、講座会場の確保が課題ですが、区立施設や関連団体の施設を使用するなど調整を図っていきます。また、すぎなみ地域大学自体を広報紙以外でも広く周知するため、令和7年2月からLINEアカウントを開設し講座情報や受付期間等周知のツールとして効果的な運用を図るとともに、地域活動入門コース並びに実践コースについて、計画上の講座数や質を維持しつつ、必要な見直しを都度実施し、新たな分野・方向性の講座を実施できるよう検討していきます。

(1) 取組の概要

高齢者や障害者等をはじめ、誰もが安全に利用できる施設とするため、区立施設等のユニバーサルデザインによる整備やバリアフリー化を推進します。また、誰もが安全に安心して区内の駅を利用することができるよう、鉄道事業者（京王井の頭線、JR中央・総武線）によるホームドアの設置を支援します。

杉並区バリアフリー基本構想に基づき、4つの重点整備地区（荻窪駅周辺地区、阿佐ヶ谷駅周辺地区、富士見ヶ丘駅・高井戸駅周辺地区、方南町駅周辺地区）を中心に区内全域のバリアフリー化を推進します。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
区内鉄道駅のホームドア整備率	計画	26.3%	31.6%	52.6%	57.9%
	実績	26.3%	31.6%		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

杉並区バリアフリー基本構想で定めた4つの重点整備地区を中心としたバリアフリー化を具体化するため、各事業者が取り組む内容を定めた特定事業計画（令和5～12年度）の進捗管理を、障害当事者や学識経験者、地域団体、関係機関等から構成されるバリアフリー推進連絡会等を通じて行いました。今後も、特定事業計画の進捗管理を適切に行うとともに、バリアフリー推進連絡会での意見交換などを踏まえ、着実に各施設のバリアフリー化を図る必要があります。

また、京王井の頭線久我山駅のホームドアの整備費の一部について助成を行い、早期整備の支援を実施しました。今後も、視覚障害者をはじめとした駅利用者のホームからの転落事故等を防止するとともに、誰もが安全に安心して鉄道駅を利用できるよう、各鉄道事業者に対して助成等による支援を行うことで、ホームドアを早期に整備する必要があります。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

4つの重点整備地区を中心として区内全域のバリアフリー化を図るため、バリアフリー推進連絡会の開催などを通じ、障害当事者を含む区民意見を聴取・共有の上、各関連施設について適切な見直しを行うことにより、継続的にバリアフリーを推進していきます。

また、誰もが安全かつ安心して区内の鉄道駅を利用することができるよう、引き続き各鉄道事業者に対し早期のホームドア設置の要請を行っていきます。

(1) 取組の概要

高齢者や障害者などが抱える日常生活における困難さや不自由さを区民一人ひとりが理解し、駅や施設など様々な場所で支え合えるよう、ポスター等による啓発やヘルプマークの配布など、「心のバリアフリー」の啓発を行います。

また、高齢者や障害者、子ども連れの方などへの配慮した店舗を「心のバリアフリー協力店」として認定し、ステッカーを掲示するとともに、協力店の増加を促進します。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
啓発用チラシ・ポスター配布数	計画	4,000枚	8,000枚	6,000枚	6,000枚
	実績	7,147枚	5,214枚		
心のバリアフリー協力店登録店舗数	計画	1,100店	1,020件	1,000件	1,000件
	実績	1,002店	976件		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

心のバリアフリー協力店は、区HPや商店会を通じた登録勧奨等により、新規登録店舗は例年同様の規模で増加していますが、廃業や区外への移転、更新調査の結果により登録を抹消した店舗が上回り、年々登録店舗数が減少しています。

公開型GIS「すぎナビ」において、心のバリアフリー協力店や各施設等のバリアフリー情報を掲載しているバリアフリーマップについては、区の全ての施設や鉄道などの公共的な施設が網羅されていないほか、表示がわかりにくいなどの課題があるため、他自治体の状況を調べるとともに、バリアフリーマップの機能の充実などについて、今後の方向性を検討する必要があります。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

心のバリアフリーの推進のため、今後もチラシやポスターのほか、区HPや心のバリアフリー協力店に向けた案内などの情報の更新により、普及啓発を図っていきます。

心のバリアフリー協力店新規登録店舗については、12月頃に商店会加盟店舗に対し登録勧奨を行います。なお、廃業した店舗が増えていること等の理由により、登録店舗数が伸び悩んでいることから、商店会に加盟していない店舗等へのアプローチを検討します。

バリアフリーマップについては、事業者による委託運営へのシフトを検討したところ、イニシャルコストから大幅な予算増が見込まれたため、今度も区電子地図サービスを活用しながら実施していきます。

(1)取組の概要

誰もが気軽に快適に移動できる地域社会の実現に向け、区民一人ひとりの移動の選択肢を拡充することが求められています。公共交通を利用して外出したいにもかかわらず移動に困っている区民への対応として、グリーンスローモビリティなどの新たな公共交通サービスの活用を検討・実施します。

また、公共交通での移動が困難な方には、福祉交通をスムーズに案内して利用できるよう、区の交通部門と福祉部門が連携した取組を検討します。

(2)計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交通の便が良いと感じている区民の割合	計画	95.4%	94.3%	95.1%	96.0%
	実績	93.0%	93.5%		
できるだけ徒歩・自転車・公共交通機関を使って移動している区民の割合	計画	92.5%	93.1%	93.1%	93.1%
	実績	92.5%	94.8%		

(3)令和6年度の主な成果と課題

令和6年11月にグリーンスローモビリティの本格運行を開始したほか、令和7年1月に杉並区産 MaaS ※「ちかくも」の実証実験及びA I オンデマンド交通の実証運行を開始し、公共交通等の利便性向上や移動の選択肢の拡充に取り組みました。

さらに、杉並区外出支援相談センターもびーる、社会福祉協議会等の福祉部門と連携した外出イベント等を行いました。

グリーンスローモビリティ、杉並区産 MaaS 「ちかくも」及びA I オンデマンド交通について、今後は更なる広報活動により利用者の拡大を目指すとともに、環境負荷の低減、健康増進や地域振興など多面的に事業効果の検証をするほか、効率的な運営となるよう継続的な見直しを実施していく必要があります。

また、福祉部門との連携について、支援者への情報共有をさらに深める必要があります。

※MaaS: Mobility as a Service の略。ICT活用による移動をスムーズにつなぐ新たな「移動」の概念又は様々な移動サービスを1つに統合させた新たなモビリティサービス。区では、移動利便性の更なる向上を図るとともに、移動と移動の先にある活動が組み合わせることによる新たな価値の創出に取り組んでいます。

(4)令和7年度以降の方向性・改善策

杉並区産 MaaS 「ちかくも」については、地域公共交通の利便性向上、移動手段と移動目的をセットにした案内による区民の外出の促進のための機能拡充により、サービスの向上を図ります。

グリーンスローモビリティについては、荻窪駅南側地区の更なる回遊性向上を目的として、デジタルクーポンなどの商店街連携等について検討します。

A I オンデマンド交通については、交通不便地域におけるお出かけを促すための移動手段として、更なる利便性の向上に向けた取組を行います。

区の交通部門と福祉部門との連携については、これまでの取組に加え、障害者関連事業とも連携を図っていきます。

(1) 取組の概要

外出支援相談センターでの外出に関する相談・支援を充実させるとともに、移動サービスの充実を担うNPO等からなる福祉有償運送団体を支援することで、移動が困難な高齢者や障害者（移動困難者）などに外出しやすい環境を整え、日常生活や社会参加を支援します。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
外出支援相談センター相談 受付数	計画	1,400件	1,200件	1,200件	1,200件
	実績	1,129件	1,171件		
福祉有償運送団体輸送回数	計画	30,000回	30,000回	28,000回	28,000回
	実績	26,779回	26,178回		
福祉車両運転協力員講座修 了者数	計画	18人	18人	18人	18人
	実績	4人	3人		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

外出支援相談センターでは、関係団体等（ケア24や介護事業者）と連携し、ライドシェアや区が新たに取り組んでいる交通（AIオンデマンド等）の現状や課題について情報交換を行いました。

移動困難者に対する移動サービスの維持・向上を図るため、福祉有償運送団体へ運営費の一部を補助することで区民の移動を支援しました。

運転協力員確保については、すぎなみ地域大学で年1回（3日間）の講座を開催しましたが、受講者が3名と少なかつたため見直す必要があります。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

外出支援相談センターでは、関係団体等（ケア24や介護事業者）と更に連携し、移動困難者の利便性を図るため、相談支援の充実を図ります。

高齢により移動が困難になった方の日常生活や社会参加を支えるため、福祉有償運送団体への支援を適切に行います。

運転協力員確保については、すぎなみ地域大学の講座を区民が参加しやすくするため、これまでの3日間を令和7年度から1日講座とし、年2回開催に変更します。

（1）取組の概要

公園施設の再配置等による公園機能の見直しを図りながら、乳幼児から高齢者まで幅広い世代が利用できる公園づくりを推進します。

また、「多世代が利用できる公園づくり基本方針」（平成 31（2019）年 1 月策定）に基づき、一定以上の広さを持つ「核となる公園」を中心に 33 か所の公園区を設定し、各公園区の公園施設の再配置等による公園機能の見直しを地域におけるワークショップ開催など、区民等との協働によって進めます。

（2）計画と実績

指標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
多世代が利用できる公園づくりの設計・工事公園区数	計 画	設計：1 公園区 工事：1 公園区	設計：1 公園区 工事：1 公園区	設計：1 公園区 工事：1 公園区	設計：1 公園区 工事：1 公園区
	実 績	設計：1 公園区 工事：1 公園区	設計：1 公園区 工事：1 公園区		

（3）令和 6 年度の主な成果と課題

令和 6 年度は、令和 5 年度に地域でのワークショップを開催して改修計画案を作成した済美公園を中心とした 9 公園の改修工事（トイレのバリアフリー化、健康器具新設、ベンチ設置、出入口改修等）を行うとともに、井草公園を中心とした 6 公園について、地域でのワークショップを開催し、区民と共に公園づくりを進めました。

（4）令和 7 年度以降の方向性・改善策

令和 7 年度は、令和 6 年度に地域でのワークショップを開催して改修計画案を作成した井草公園を中心とした 6 公園の改修工事を行うとともに、西永福公園を中心とした 5 公園について、地域でのワークショップを開催し、区民と共に公園づくりを進めていきます。

(1)取組の概要

ゆうゆう館等でのパソコンやスマートフォン講座の開催を支援するとともに、杉の樹大学では引き続き学習テーマをICT関連とし、区のデジタル・トランスフォーメーション(DX)の動きなども見据えた上で、デジタル活用によるデジタル化の効果が実感できるようなカリキュラムを検討・実施します。

(2)計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
杉の樹大学 ICT 関連の実施講座数	計画	50回	44回	44回	—
	実績	50回	44回		
ゆうゆう館協働事業 ICT 関連の実施講座数	計画	—	—	—	—
	実績	752件	701件		

(3)令和6年度の主な成果と課題

NPO法人や杉並区シルバー人材センター等による、ゆうゆう館での高齢者を対象とした初心者向けのパソコンやスマートフォン講座を協働事業として実施しました。また、杉の樹大学ではスマートフォン講座・相談会を実施し、延べ548人の参加がありました。

未だ高齢者のデジタルデバインドが解消されていないことから令和7年度も継続して各事業を実施する必要があります。

(4)令和7年度以降の方向性・改善策

ゆうゆう館協働事業によるICT関連の実施講座について、引き続き支援していきます。

杉の樹大学では、令和4年度から、高齢者のデジタルデバインド解消をテーマにスマートフォン講座・相談会を実施してきましたが、取組内容が重複する「すぎなみデジタルなんでも相談窓口」が令和7年10月に開設されたことを踏まえ、令和8年度以降は、対象とする60歳以上の区民の生涯学習・社会参加を幅広く支援するため、ICT利用を促進する講座を除く多様なテーマ・内容でより充実した講座を実施します。

(1) 取組の概要

30～39 歳で職場等において健康診査を受ける機会のない人及び 40 歳以上で医療保険に加入していない人を対象に、成人等健康診査を実施します。また、医療保険に加入していない生活保護受給者に対しては、福祉事務所と連携して受診再勧奨を行います。

(2) 計画と実績

指標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
区民健康診査の受診勧奨者数	計画	26,250 人	26,775 人	27,030 人	27,030 人
	実績	24,639 人	24,966 人		
区民健康診査の受診者数	計画	4,500 人	5,900 人	5,900 人	5,900 人
	実績	5,081 人	5,080 人		

(3) 令和 6 年度の主な成果と課題

個別勧奨範囲を拡大し受診勧奨の強化に取り組み、受診者が 5,080 人となりました。そのうち 3,743 人の方の健康上のリスクを早期発見し、生活習慣の改善や適切な治療に取り組む機会を提供することができました。

既に、受診対象高齢者全員に受診券を送付する受診勧奨を実施しており、今後も健康推進課と杉並福祉事務所で連携しながら受診者の増加を図っていく必要があります。

(4) 令和 7 年度以降の方向性・改善策

引き続き、受診対象高齢者全員に受診券を送付する個別の受診勧奨を実施するとともに、健康推進課と杉並福祉事務所で連携して受診再勧奨を実施していきます。

(1) 取組の概要

後期高齢者医療制度加入者を対象に、健康の保持増進を目的とした健康診査を実施します。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
後期高齢者健康診査受診率	計画	54.0%	55.0%	55.0%	55.0%
	実績	48.5%	49.0%		
後期高齢者健康診査受診者数	計画	37,000人	38,700人	40,200人	40,200人
	実績	30,722人	31,672人		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

後期高齢者医療制度被保険者を対象に、生活習慣病の早期発見と重症化予防を図るため、区民健診として後期高齢者健康診査を実施していますが、受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて低下して以降、依然としてコロナ禍前の水準（約55%）に届いていません。

高齢者人口が増加し、加齢による心身機能の低下も予想されることから、できるだけ多くの方が健診を受診し、健康増進や疾病予防に取り組むことができるよう、受診率の向上に引き続き取り組みます。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

後期高齢者健康診査は、健康の増進と疾病の予防に資するものであり、増大する医療費を抑制するための役割も担っていることから、継続して受診勧奨・受診率の向上に取り組めます。

(1) 取組の概要

40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を実施します。検査結果により生活習慣病発症のリスクが高いと判定された方には、生活習慣の改善に向けた特定保健指導を行います。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国保特定健康診査受診率※	計画	60.0%	45.0%	48.0%	51.0%
	実績	42.4%	43.4%		
国保特定保健指導実施率※	計画	60.0%	11.9%	13.5%	15.1%
	実績	8.3%	10.1%		
国保特定健診受診者数※	計画	46,627人	33,900人	34,700人	35,700人
	実績	26,922人	26,653人		
国保特定保健指導実施者数※	計画	2,929人	430人	500人	570人
	実績	227人	271人		

※国保特定健康診査と国保特定保健指導の実績は法定報告値

(3) 令和6年度の主な成果と課題

令和6年3月に厚生労働省から公表された「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」等を踏まえ、健診質問項目や特定保健指導における事業評価体系等の見直しを行いました。また、未受診者・未実施者に対し、勧奨通知を送付するなど、受診率・実施率の向上に努めましたが、いずれの実績も新型コロナウイルス感染症の影響を受けて低下して以降、依然としてコロナ禍前の水準（受診率：約48%、実施率：約12%）に届いていません。

本事業は生活習慣病の予防、早期発見、治療に繋げるための貴重な機会となることに加え、中長期的には医療費の適正化にも寄与することから、受診率・実施率の向上に引き続き取り組みます。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

過去の特定健康診査の結果やレセプト情報を用いて、対象者の現状に合わせた受診勧奨通知を送付するなど、効果的・効率的な取組に努めます。

(1) 取組の概要

歯科疾患の発症及び重症化予防とかかりつけ歯科医の定着を促すため、20・25・30・35・40・45・50・60・70歳の区民を対象に、歯科健康診査及び歯科保健指導を実施します。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成人歯科健康診査受診勧奨者数	計画	69,400人	76,750人	76,000人	76,000人
	実績	69,385人	75,087人		
成人歯科健康診査受診者数	計画	7,800人	8,300人	8,300人	8,300人
	実績	6,764人	7,056人		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

成人歯科健康診査の実施により、歯科疾患の早期発見・早期治療を促すとともに、かかりつけ歯科医のない対象者がかかりつけ歯科医を持つ契機としました。

重度歯周病のある者の割合は、年齢と共に増加する傾向にあるため、若年層からの歯周病予防対策を実施医療機関と協力して取り組み、重度歯周疾患有病者率の減少を図る必要があります。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

受診率の向上を図り、歯科疾患の発症と重症化予防に努めるとともに、かかりつけ歯科医を持つ区民を増やしていきます。また、国の歯周病検診マニュアルの改訂に基づいて実施できるよう準備を進めます。

(1) 取組の概要

76歳の区民を対象に後期高齢者歯科健康診査を実施し、生涯にわたる口腔機能の維持・向上を図ります。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
後期高齢者歯科健康診査 受診率	計画	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%
	実績	11.5%	10.3%		
後期高齢者歯科健康診査 受診者数	計画	800人	800人	800人	700人
	実績	773人	616人		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

後期高齢者となった年齢で受診勧奨を行うことにより、健康の保持・増進につなげています。また、口腔機能の評価を行うことで、加齢に伴う口腔内の変化や機能低下を早期発見し、適切なケアや治療につなげ、食事や会話などの口腔機能の維持・向上を図っています。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

事業実施に当たり、引き続き適正かつ効率的な取組に努めます。

(1) 取組の概要

体育施設が、子どもから高齢者まで区民誰もがスポーツに親しみ、健康で豊かな暮らしの拠点となるよう、地域住民のライフスタイルに応じた多様な健康・体力づくりの場と参加の機会を提供します。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康・体力づくりなど地域の拠点としての機能の充実	計画	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

65歳以上の区民が平日の一部時間帯において温水プール及びトレーニングルームを利用するに当たり、利用料金を半額とすることで、高齢者の運動機会の確保を図りました。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

令和7年10月1日より、65歳以上の区民が、温水プール及びトレーニングルームを利用するに当たり、平日・土日祝日問わず終日、半額となる取組を実施していくことで、高齢者の更なる運動機会の確保を図ります。

⑦ 高齢者が継続しやすいスポーツ・運動プログラムの提供

取組方針 2 - (2)
 高齢世代に向けたスポーツ・運動の支援

(1) 取組の概要

身近な体育施設において、けがや病気になっても、症状に応じて参加可能なプログラムや、参加していた教室やサークルが継続できなくても代替になるようなプログラムを提供します。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者が継続しやすいプログラムの提供	計画	実施	実施	実施	実施
	実績	2,542回 30,849人	2,916回 37,488人		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

各体育施設において長寿応援ポイント制度の対象講座など的高齢者向けの教室・講座を2,916回開催し、令和5年度を上回る37,488人の参加を得ました。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

引き続き、各体育施設の指定管理者において、転倒防止イス体操、脳トレリズム体操など、民間事業者のノウハウを生かし、高齢者のニーズをくみ取った、多彩なプログラムを実施していくことで、高齢者が気軽に参加しやすい教室や講座を実施していきます。

(1) 取組の概要

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、高齢者が要介護状態にならないように総合的に支援するため、以下のとおり、要支援に認定された方や生活機能の低下が見られた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の区民の方が利用できる「一般介護予防事業」を実施します。

- ア) 介護予防普及啓発事業（一般介護予防事業）
- イ) 地域介護予防活動支援事業（一般介護予防事業）
- ウ) 短期集中予防サービス（介護予防・生活支援サービス事業）

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ア) 介護予防普及啓発事業の参加者実数	計画	1,484人	1,790人	1,790人	1,790人
	実績	1,210人	1,457人		
イ) 地域介護予防活動支援事業の参加延人数	計画	23,000人	18,600人	18,600人	18,600人
	実績	17,383人	16,312人		
ウ) 短期集中プログラム利用者の参加者数	計画	240人	245人	250人	255人
	実績	222人	247人		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

介護予防普及啓発事業の参加者実数、地域介護予防活動支援事業の参加延人数は、いずれも計画値には達しませんでした。計画値に達しなかった理由は、介護予防普及啓発事業については、らくらく歩行筋トレ教室の参加実数が会場の定員等の問題で計画値よりも少なくなったこと、地域介護予防活動支援事業については、公園から歩く会の開催会場が会場の確保等の問題から12会場から10会場に減ったためと考えられます。

また、短期集中プログラムは、専門職によるきめ細やかな支援により、維持改善者の割合が94.0%と高くなりました。

高齢者の介護予防に関する関心は高まっており、ウォーキングを始め、様々な事業で参加者が増えていることから、高齢者のニーズに応えられる事業のあり方を検討していく必要があります。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

要支援等の高齢者を対象とする総合事業については、更なる高齢化の進展案を見据えて充実を図り、対象者の健康維持・増進や介護度の中重度化の抑制につなげる必要があります。このため、令和7年度にこれまでの実施取組等に関する検証・評価を行い、令和8年度以降のあり方を検討・具体化していきます。

(1) 取組の概要

国保データベース(KDB)システムを活用し、健診・医療・介護等の情報から医療専門職が健康課題を分析し、その課題に基づいた支援対象者を抽出して保健事業や介護予防事業へとつなげます。糖尿病性腎症重症化予防・低栄養防止の個別支援や、高齢者の通いの場等に出向き、フレイル予防等の健康教育を実施します。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
糖尿病性腎症重症化予防事業の個別支援プログラム参加人数	計画	10人	10人	15人	30人
	実績	7人	8人		
低栄養防止保健指導事業の個別支援プログラム参加人数	計画	20人	20人	20人	40人
	実績	17人	18人		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

糖尿病性腎症重症化予防事業では、募集定員を超える申し込みがあったものの、面談実施日が限られていたため、希望の日程に沿えず、実績は計画値を下回りました。今後は、参加者のニーズに柔軟に対応できるような、面談体制の改善が必要です。

低栄養防止保健指導事業では、事前測定と事後測定を実施したことで、参加者が自身の変化を直接確認できた点が好評で、参加者の動機づけにつながりました。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

糖尿病性腎症重症化予防事業は定員を超える申し込みがあり、対象者の関心の高さがうかがえることから、定員を増やし、より多くの対象者に事業を提供していきます。低栄養防止保健指導事業はプログラムの効果測定として前後評価ができると、より効果的な指導に反映できる体制をそれぞれ整えていきます。

(1) 取組の概要

「身体能力測定会」などを通してフレイルチェックの実施及び「介護予防講演会」等を開催するなど、介護予防を推進します。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体能力測定会の参加延べ人数	計画	800人	800人	800人	800人
	実績	389人	474人		
介護予防・認知症予防講演会の参加延べ人数	計画	280人	280人	280人	280人
	実績	255人	205人		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

身体能力測定会は、参加者延べ人数が前年度比約29%増となり、高齢者の介護予防への関心の意識の高まりが感じられます。今後も高齢者の介護予防に関する要望に応えられるカリキュラム等を工夫していく必要があります。

介護予防・認知症予防講演会は各2回、計4回実施しましたが、令和5年度より定員数の少ない会場(保健所地下講堂)で実施したため、参加者数は前年度比約20%減となりました。なお、講演内容に関するアンケート調査の結果、前年度と同様に好評であったことから、継続して実施していきます。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

身体能力測定会、介護予防・認知症予防講演会は、いずれも実施会場の定員数の制限があり、大幅に参加者数を増やすことは難しいことから、アンケート調査等を丁寧に分析した結果、募集方法を電話だけからLogoフォームも並行して取り入れることによって応募者の利便性を高めました。今後も、他の自治体等の講演情報を参考に、前例にとらわれず、評判のよい講師に講演を依頼するなど、講演の質の向上にも配慮していきます。

(1) 取組の概要

主に 75 歳以上の介護保険サービスを利用していない高齢者を対象に、民生委員・児童委員やケア 24 職員及び区職員による訪問を行い、安否の確認をするとともに、日常的に相談できる関係づくりを図ります。医療や福祉等の支援が必要と考えられる対象者については、適切な支援につながります。

(2) 計画と実績

指標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
訪問対象者数	計画	実施	実施	実施	実施
	実績	8,245 人	8,834 人		
必要な支援につないだ人数 (延べ数)	計画	—	—	—	—
	実績	437 人	472 人		

(3) 令和 6 年度の主な成果と課題

5 月から 9 月にかけて、民生委員とケア 24 職員が高齢者宅への訪問を実施しました。8,834 人の訪問のうち、472 人を必要な支援につなげることができました。高齢者への熱中症への注意喚起のほか、訪問を担当する民生委員やケア 24 職員自身の熱中症予防対策も必要です。

(4) 令和 7 年度以降の方向性・改善策

高齢者人口が増加していることから、訪問する対象世帯の年齢を上げて実施していきます。
熱中症予防対策として、訪問を担当する民生委員へくり返し使用できる熱中症対策グッズを配布しました。また、ケア 24 の訪問対象については、一部を電話による聞き取りも可能としました。

(1) 取組の概要

高齢者宅に定期的な電話訪問を行い、安否確認を行うとともに、日常生活における健康不安などの相談に保健師、看護師、介護福祉士等が応じます。また、利用者からの健康相談等に対し、曜日・時間帯を問わず、24時間対応します。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
安心コール委託世帯数	計画	新規 20 世帯	新規 20 世帯	新規 20 世帯	新規 20 世帯
	実績	126 世帯	132 世帯		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

広報すぎなみ（全戸配布の8月15日号）への紹介記事の掲載やイベントの際にチラシを配布するなどの周知を行った結果、令和5年度の委託世帯数は126世帯から132世帯へと6世帯増加しました。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

新規申し込みがある一方、施設入所などで利用中止に至る件数も一定数あることから、サービスを必要とする高齢者のみ世帯に対してより一層効果的な周知活動に取り組んでいきます。令和7年度は、各ケア 24に区民が集まる際に事業を説明する機会を設けたところ、申し込みが増えたため、今後も継続していきます。

(1) 取組の概要

高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方を対象に、区民のボランティアである、あんしん協力員による定期的な個別の見守りを実施します。

また、あんしん協力員及びあんしん協力機関が、日常の活動や業務を通じて、地域に暮らす高齢者に対する見守りを行います。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
あんしん協力員登録者数	計画	新規 20 人	新規 20 人	新規 20 人	新規 20 人
	実績	407 人	388 人		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

あんしん協力員の登録者数 388 人に対し、見守りを希望する高齢者は 79 人で、その人数は年々減少しています。地域の公的機関や民間事業者などによるあんしん協力機関の登録数は 149 団体で増加しています。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

各ケア 24 が年に 6 回以上実施するあんしん協力員のための地域連絡会において、見守りの状況について意見交換を行いながら、見守りを希望する一人暮らしを含む高齢者のみ世帯の方への接し方を学ぶほか、時代に合った見守り方法を検討していきます。

(1)取組の概要

高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ICTを活用した高齢者在宅サービスの継続的な運用を行います。

- ア. 高齢者緊急通報システムの実施
- イ. 徘徊高齢者探索システムの実施
- ウ. みまもりあいプロジェクトの実施

(2)計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ア) 高齢者緊急通報システム(民間)委託世帯数	計画	新規 200 世帯	新規 200 世帯	新規 200 世帯	新規 200 世帯
	実績	1,336 世帯	1,384 世帯		
イ) 徘徊高齢者探索システム利用者数	計画	70 人	80 人	80 人	80 人
	実績	74 人	72 人		
ウ) みまもりあいアプリダウンロード数	計画	—	—	—	—
	実績	11,235 件	12,182 件		

(3)令和6年度の主な成果と課題

緊急通報システムは、広報すぎなみ(全戸配布の8月15日号)への紹介記事の掲載やイベントの際にチラシを配布するなど周知活動を行った結果、令和5年度の1,336世帯から1,384世帯へと48世帯増加しました。

徘徊高齢者探索システムは、令和5年度実績74人に対し令和6年度実績72人(対前年度比97.3%)となりましたが、支援を必要とする方へ適切に提供できるよう、関係機関への周知に努めました。

みまもりあいアプリのダウンロード数は5年度末の11,235件から947件増加しました。

(4)令和7年度以降の方向性・改善策

緊急通報システムは新規申し込みがある一方、施設入所などで利用中止に至る件数も一定数あることから、サービスを必要とする高齢者のみの世帯で慢性疾患があるなど常時注意を要する方に対して、より一層効果的な周知活動に取り組んでいきます。

徘徊高齢者探索システムは、過去5年間で大きな増減はありませんが、支援が必要な人に適切なサービスが行き届くよう、ケアマネジャー等に周知を図っていきます。

みまもりあいアプリはダウンロード数が多いほど、早期発見の可能性が高まるため、イベントの際のチラシ配布などの周知活動を通じて、ダウンロード数を増やしていきます。

⑤ エンディングノートの作成・配布

取組方針 3 - (2) 終活の支援

(1) 取組の概要

各所管課の窓口やケア 24、ゆうゆう館等において、高齢者自らが死後の手続き等に備えるきっかけづくりに資するため、エンディングノートを作成・配布します。

(2) 計画と実績

指標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
エンディングノート発行部数	計画	3,000 部	2,700 部	3,700 部	4,000 部
	実績	2,800 部	2,700 部		

(3) 令和 6 年度の主な成果と課題

協定に基づき事業者の全額負担により作成した「わたしのエンディングノート」を発行 (2,700 部) し、希望する高齢者等へ配布しました。

(4) 令和 7 年度以降の方向性・改善策

配布数が増えていることを踏まえて、前年度より 1,000 部増となる 3,700 部を 11 月に発行し、従来の高齢者向けの施設窓口に加え、区民窓口及び保健センターにも配架して希望する高齢者等に配布します。

⑥ 終活に関する学びの機会の提供

取組方針 3 - (2) 終活の支援

(1) 取組の概要

死後の手続き等に不安を抱える高齢者の安心につながるよう、ゆうゆう館の協働事業や家族介護教室等において、終活をテーマとした学びの機会を提供します。

(2) 計画と実績

指標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ゆうゆう館の協働事業及び家族介護教室における終活に関する講座実施回数	計画	—	—	—	—
	実績		45 回		

(3) 令和 6 年度の主な成果と課題

ゆうゆう館における協働事業の中で、遺言相談、家族葬・墓じまいやボードゲーム (エンディングゲーム) 体験などの講座を実施したほか、ケア 24 が実施する家族介護教室では、本人や家族が安心して人生の最終段階における医療やケアの選択ができるよう支援する取り組みである ACP (人生会議) を紹介するなど、終活及び人生の終末期に備えるために必要な知識を学べる機会を提供しました。

(4) 令和 7 年度以降の方向性・改善策

今後も高齢者の増加に伴い、終活に対する意識・関心も高まることが想定されることから、学びの機会を提供する必要性について、ゆうゆう館の協働事業者やケア 24 の運営事業者と情報共有しながら取組の充実を図ります。

(1) 取組の概要

区民等からの権利擁護に関する相談に関しては、区やケア 24、障害者地域相談支援センター（すまいる）と、杉並区社会福祉協議会や杉並区成年後見センターが連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業のほか、その他の区民サービスへの案内について総合的に対応します。また、区民と接する中で、支援が必要な人の様子に気づいた地域の関係機関（民生委員・児童委員、金融機関、医療機関、商店会・町会等）が相談窓口につなぐことができるよう、制度の周知を強化します。

(2) 計画と実績

指標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域包括支援センター延べ相談件数（権利擁護に関する相談に限る。）	計画	—	3,000 件	3,000 件	3,000 件
	実績	2,479 件	2,276 件		
障害者地域相談支援センター（すまいる）相談件数	計画	—	—	—	—
	実績	36,473 件 （うち権利擁護に関する相談 287 件）	31,193 件 （うち権利擁護に関する相談 139 件）		
成年後見センター相談件数	計画	2,800 件	4,500 件	5,000 件	5,200 件
	実績	4,343 件	5,041 件	—	—
杉並社協地域福祉権利擁護事業相談件数	計画	9,000 件	12,000 件	12,000 件	12,000 件
	実績	12,043 件	11,659 件		

(3) 令和 6 年度の主な成果と課題

ケア 24 や居宅介護支援事業所の新任職員向けに成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の研修を実施しました。成年後見センターでは、成年後見に関する専門的な相談と手続き支援を行っており、親族はいるが疎遠であったり、遠方で支援できないなどのケースが増加しています。

(4) 令和 7 年度以降の方向性・改善策

成年後見センターの相談が増加傾向であり、包括的支援が必要となる方が増えていることから、関係部署と連携した相談支援の充実を図っていきます。また、高齢者だけでなく、障害者への制度周知の機会を増やし、制度を必要とする人が適切なタイミングで利用できるよう対応を進めていきます。

障害者地域相談支援センター（すまいる）についても、引き続き関係部署と連携し、相談支援の充実を図っていきます。

(1) 取組の概要

成年後見制度を本人らしい生活を送れるための制度として利用できるよう、本人の意向や状況を踏まえた適切な支援を行うことのできる後見人候補者の推薦を行います。

また、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用が可能となるよう、権利擁護の支援チーム等が本人を交えたミーティングや本人の意思決定に沿った支援を展開します。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築 (後見人候補者推薦数)	計画	70件	70件	75件	75件
	実績	84件	72件		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

制度利用だけでなく権利擁護としての相談件数が増えていますが、必要に応じた制度利用のスクリーニングができてきています。

また、家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、意思決定支援や身上保護を重視し、第三者後見人等候補者の紹介等を実施しました。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

今後、成年後見制度に関する民法改正が予定されており、その結果を受け柔軟に対応する必要があります。また、杉並区成年後見制度利用促進協議会の開催を通じて、専門職団体や関係機関が成年後見制度の利用者本人と本人を取り巻く支援チームに対し、本人の意思決定支援を行えるよう連携強化を図ります。

(1)取組の概要

権利擁護支援の必要な人を発見し適切な支援につなげ、意思決定を尊重した支援を行っていくため、専門職団体や相談機関・福祉関係団体、地域の関係者などが協力・連携する地域連携ネットワークを整えます。

地域連携ネットワークが円滑に機能するために、杉並区成年後見センターが中核機関としてコーディネートや個々のケースの進行管理を行います。また、関係機関・団体、専門職、事業所等が権利擁護支援の課題を協議し連携を強化するため、「杉並区成年後見制度利用促進協議会」を設置・開催することで権利擁護を推進する体制を強化します。

(2)計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
杉並区成年後見制度利用促進協議会開催回数	計画	1回	1回	1回	1回
	実績	1回	1回		

(3)令和6年度の主な成果と課題

成年後見制度の利用が検討される高齢者や障害者に係るケースカンファレンスや、地域包括支援センター（ケア24）が行う地域ケア会議に成年後見センターの職員が積極的に参加し、実務者レベルでの連携強化を図りました。また、地域連携ネットワークの中核機関としての機能と役割を果たすべく、区内の関係機関との連携強化や成年後見制度の利用を円滑に進めるための杉並区後見制度利用促進協議会を開催しました。

(4)令和7年度以降の方向性・改善策

成年後見センターでは、区民の「福祉と暮らしのサポート拠点」であるウェルファーム杉並の一機関として、高齢者虐待等の対応を行う在宅医療・生活支援センターや、障害者虐待の対応を行う基幹相談支援センターとの連携をより一層強化するとともに、地域福祉権利擁護事業担当である社会福祉協議会とも密な連携を図る等、地域連携ネットワークづくりを進めます。また、引き続き杉並区成年後見制度利用促進協議会を定期的開催し、専門職団体や関係機関等との権利擁護支援の課題を共有しつつ、連携を強化していきます。

(1) 取組の概要

判断能力が十分でない認知症高齢者や重度の障害者等を対象に、福祉サービスの利用援助のほか、日常的な金銭管理や通帳などの書類の預かりを行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について、ケア 24 や障害者地域相談支援センター（すまいる）等の関係機関と連携して制度の周知普及を強化するとともに、サービスを必要とする方の利用促進を図ります。

(2) 計画と実績

指標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
福祉サービス利用援助事業 の契約件数	計画	170 件	190 件	190 件	190 件
	実績	191 件	180 件		

(3) 令和 6 年度の主な成果と課題

出張説明会を 11 回開催するとともに、地域ケア会議やサービス担当者会議等に 69 回参加することで、関係機関への周知や連携強化を図りました。制度周知と高齢者人口の増加により、今後も契約者は増加の見込みですが、一方で死亡や施設入所により解約件数も昨年は一昨年より 8 件も多く、利用者全体としては契約者数の変化は少なくなっています。

(4) 令和 7 年度以降の方向性・改善策

制度開始から 25 年が経過し、契約期間の長い利用者については判断力の低下が進む方も多く在宅生活の限界を迎え施設入所や死亡などでの解約者の増加が進んでいく傾向にあります。今年度も関係機関への周知やカンファレンス等で、必要な方が事業につながるように地域に出向いていくとともに、新規相談も増加傾向にあるため、迅速に必要性を判断しながら対応し住み慣れた地域での安全な生活の伸長を目指します。

(1) 取組の概要

高齢者虐待の防止に関する講演会の開催やリーフレットの配布などの啓発活動を行うとともに、臨床心理士による「心の相談窓口」を通じて介護者の心の負担軽減を図るなどにより、虐待の防止に取り組めます。また、ケア 24 等で虐待の相談を受け付けた上で、精神科医や弁護士等の助言を得ながら対応を行い、必要に応じて緊急一時保護などを実施します。

介護保険施設等における虐待の相談があった場合は、事実関係を調査し、必要に応じて施設に対する指導等を実施します。

このほか、研修等を通して区及び関係機関の職員の虐待対応力向上とともに、高齢者虐待防止関係機関連絡会議等を定期的で開催して、情報共有と相互の連携強化を図ります。

(2) 計画と実績

指標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
高齢者虐待相談件数	計画	3,500 件	3,000 件	3,000 件	3,000 件
	実績	2,713 件	2,578 件		
要介護施設従事者等による 高齢者虐待通報件数	計画	—	—	—	—
	実績	14 件	9 件		

(3) 令和 6 年度の主な成果と課題

令和 6 年度の高齢者虐待相談件数は 2,578 件で、昨年度に比べ微減となりました。ケア 24 で相談を受け付け、早期対応を図っています。また、介護者の心の相談窓口（月 3 回）では、臨床心理士が介護者に寄り添ったアドバイス等を行いました。

関係者に向けた取組として、ケア 24 及び介護保険サービス事業者や居宅介護支援事業所等を対象とした虐待対応従事者研修を年 3 回実施し、虐待対応力の向上を図ったほか、8 月には高齢者虐待防止関係機関連絡会議を開催し、関係機関間で情報の共有等を行いました。また、介護保険サービス事業者への集団指導でも、虐待防止について説明・指導を実施しました。

(4) 令和 7 年度以降の方向性・改善策

在宅医療・生活支援センターでは、引き続き各相談機関から高齢者虐待に関する相談を受け付け、必要に応じて支援会議等を開催し精神科医や弁護士等の専門支援員から助言を受けながら各相談機関の対応を支援します。

介護保険課では、引き続き介護保険施設等で虐待の相談があった場合には、迅速に調査・訪問を行い、適確に施設に対する指導を実施します。

(1) 取組の概要

高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止のため、杉並区消費者センターでは、消費生活相談のほか、ゆうゆう館、ケア 24 などに消費生活相談員や消費生活サポーターを派遣し、出前講座を行います。

また、危機管理対策課では、65 歳以上の高齢者世帯に自動通話録音機を無償貸与し、特殊詐欺等の被害防止に取り組めます。

(2) 計画と実績

指標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
消費者相談受付件数	計画	4,000 件	4,000 件	4,000 件	4,000 件
	実績	3,768 件	4,005 件		
消費生活関連の講座開催数	計画	48 回	48 回	48 回	48 回
	実績	32 回	30 回		

(3) 令和 6 年度の主な成果と課題

相談内容が多様化、複雑化していることから、消費生活相談員がどのような相談内容にも対応できるよう、弁護士を招いた事例検討会や研修会を実施し、スキル向上を図りました。

電子商取引の拡大などの社会環境の変化を踏まえ、消費者センターでは、消費者の取引や契約上の被害等を未然に防止するために、ゆうゆう館及びケア 24 などで出前講座を 17 回実施しました。

特殊詐欺については、その手口が年々巧妙化していることから、自動通話録音機の貸与や敬老会、ケア 24 での防犯講話など、手口に合わせた注意喚起を行い、被害防止を図りました。

(4) 令和 7 年度以降の方向性・改善策

高齢者層においては、インターネットなどによる通信販売トラブルの相談が多く見受けられ、相談内容が多様化、複雑化していることから、相談に対応できるように、実情に見合った研修を実施し、消費生活相談員のスキル向上に努めていきます。また、依然として点検をきっかけとしたリフォーム・修繕工事に関する相談も多数入っているため、注意喚起方法を工夫しながら、啓発活動を行っていきます。

特殊詐欺については、令和 6 年が、被害件数が 133 件と前年より 27 件の増、被害金額も 6 億 5,238 万円と同じく前年より 1 億 3,268 万円の増と被害件数、被害金額ともに大幅に増加したことから、引き続き警察と連携しながら、防災行政無線の活用など新たな注意喚起の手段を進めていきます。

(1) 取組の概要

高齢者等を在宅で介護しているケアラー（家族等）の休息の確保及び負担を軽減するため、介護保険サービスによる支援に加えて、以下のとおり、ケアラーの多様なニーズに即した区独自支援の充実を図ります。

- ア. ほっと一息、介護者ヘルプの実施
- イ. 緊急ショートステイ(医療型)の実施
- ウ. 介護用品等の支給

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ア) ほっと一息、介護者ヘルプ事業利用者数（延人数）	計画	9,500人	10,000人	10,000人	10,000人
	実績	9,970人	9,643人		
イ) 緊急ショートステイ（医療型）稼働率	計画	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%
	実績	0%	0%		
ウ) 介護用品の支給事業利用者数	計画	4,562人	4,992人	5,113人	5,233人
	実績	4,856人	5,035人		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

ほっと一息、介護者ヘルプ事業では令和5年度実績2,037人に対し令和6年度実績1,934人（対前年度比94.9%。年度末登録者数）、介護用品等の支給事業では令和5年度実績4,856人に対し令和6年度実績は5,035人（対前年度比103.7%）となり、区独自支援の取組を着実に進めることができました。

緊急ショートステイ(医療型)では、医療行為が必要な要介護高齢者を介護する家族の急病などの緊急時のための受入施設として、区内の病院のベッド1床を継続して確保していますが、前年度に続き、令和6年度の利用実績はありませんでした。引き続き、緊急時に備えておく必要があります。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

ほっと一息、介護者ヘルプ事業については、過去5年間で大きな増減はありませんが、支援が必要な人に適切なサービスが行き届くよう、ケアマネジャー等に周知を図っていきます。

緊急ショートステイ(医療型)については、セーフティネットとしての役割を果たせるよう、ケアマネジャー等に周知を図りながら、今後も緊急時のための支援として実施していきます。

介護用品等の支給事業利用者数は増加しており、今後も同様の傾向が見込まれることから、適切に対応していきます。

(1) 取組の概要

介護者の交流活動の支援や、介護に関する知識を深める講座の開催等を通して、高齢者の介護を担う家族等の負担や悩みの軽減を図り、相互に支え合える体制を整備します。

- ア. 介護者の会等への支援
- イ. 家族介護教室の実施

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ア) 介護者の会連絡会の開催	計画	2回	2回	2回	2回
	実績	2回	2回		
イ) 家族介護教室参加者数	計画	1,500人	1,600人	1,800人	2,000人
	実績	1,281人	393人		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

介護者の会連絡会は2回実施し、延べ108人の参加がありました。

ケア24における家族介護教室を「年4回」から「年1回以上」としたところ、回数・参加人数とも減りました。回数は減りましたが、ビジネスケアラーが参加しやすくなるよう、平日夜間や土曜日に開催しました。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

家族介護教室の内容や募集の広報の方法等を見直すとともに、令和8年度には、ケア24における家族介護教室を「年3回程度」開催することとし、認知症啓発映画のサブスクリプション上映を含めた「認知症の共生社会に関する啓発」を目的とした教室も開催していく予定です。

(1) 取組の概要

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくよう、子ども家庭、教育、高齢者、障害者等の各行政部門と連携強化を図ります。

また、ケア 24 や介護サービスに関わる事業所・職員に対し、ヤングケアラーに関する研修を継続して行うことで、ヤングケアラーの早期発見から適切な支援につなげます。

(2) 計画と実績

指標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
関係機関等研修開催回数	計画	3 回	3 回	3 回	実施
	実績	3 回	3 回		

(3) 令和 6 年度の主な成果と課題

ケア 24 や介護サービスに関わる事業所のほか、障害分野・生活困窮分野の関係機関及び関係職員を対象に集合研修を 2 回実施したほか、区立小中学校職員向け動画研修を実施しました。集合研修の参加者からは、講師の体験談を聞き当事者の視点や立場を考える大切さを認識できたとの声や多職種の意見交換や多様な立場の話の聞いたことは有意義だったとの声もあり、継続実施の希望が多くありました。

(4) 令和 7 年度以降の方向性・改善策

令和 6 年 6 月の子ども・若者育成支援推進法の一部改正により、ヤングケアラーを関係機関等が各種支援に努めるべき対象として明記されたことから、ヤングケアラーの支援に当たっては、各行政部門における制度を活用していくことが重要となるため、各部門と連携しながら適切な支援につながるよう取り組んでいきます。

また、ヤングケアラーへの理解を深め、発見の感度を高めるための研修を引き続き実施します。

(1) 取組の概要

避難行動要支援者名簿の登載者のうち、「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」未登録者に対する一斉勧奨と、福祉関係事業者の協力による個別の周知を行うことで必要な方へ情報を届け、登録者増を進めます。また、地域の手の登録者に対しては、災害発生時のより具体的な支援策をまとめた「個別避難支援プラン」を作成し、情報の更新を行っていくとともに、緊急時に迅速な対応ができるよう、自宅の所定の場所にプランを保管する「救急情報キット」を配布します。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域のたすけあいネットワーク登録者数	計画	11,500人	11,500人	11,500人	11,500人
	実績	10,698人	10,600人		
地域のたすけあいネットワーク新規登録者数	計画	1,700人	1,700人	1,700人	
	実績	1,705人	1,432人		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

登録者数の増加に向けて、避難行動要支援名簿登載者のうち、「地域の手」未登録者への一斉登録勧奨を行ったほか、広報紙や区ホームページへの掲載、福祉関係事業者による対象者への直接的な働きかけの依頼など、様々な手段で周知を図りましたが、新規取組者数は計画数（1,700人）には至りませんでした。制度の周知のため、ケアマネジャーや福祉事業者への更なる周知とともに、SNS等を活用した取組を推進する必要があります。

同制度の個別避難支援プランの作成推進については、新たにプランに関する検討会を立ち上げ、4回の検討会議を開催し、主な作成者である民生委員・児童委員との意見交換を進めました。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

計画目標達成には、様々な手段により周知を行っていく必要があるため、一斉登録勧奨や広報誌による周知、おたっしや訪問によるチラシの配布などの毎年行っているものに加え、SNS等での定期的な周知のほか、障害者・高齢者等のイベント、障害者福祉会館等へのチラシの配布も行っていきます。

また、個別避難支援プランの作成・更新については、作成・更新率の向上のため、民生児童委員への働きかけとともに、ケアマネジャー等の福祉専門職による作成を推進していきます。

(1) 取組の概要

災害発生時に、震災救援所運営連絡会が円滑に災害時要配慮者の支援を行えるよう、「地域の手」登録者の情報は、震災救援所運営連絡会の役員等に個人情報保護研修を行った上で、平時から共有できるよう体制を整えます。また、各震災救援所で「地域の手」登録者台帳確認等の要配慮者対応訓練の実施を促進するとともに、震災救援所と福祉・医療機関との連携強化を図り、地域で助け合うための仕組みづくりを推進します。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
震災救援所における災害時 要配慮者訓練の実施数	計画	—	25回	25回	25回
	実績	30回	24回		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

各震災救援所運営連絡会において、災害時要配慮者支援対策の説明を行い、災害時要配慮者訓練の実施を呼びかけましたが、計画数には一歩及びませんでした。毎年開催される各震災救援所の所長と会長が出席する会長・所長会や震災救援所運営連絡会での更なる周知を行っていく必要があります。

また、計画数には至らなかったものの、災害時要配慮者訓練を実施した震災救援所運営連絡会では、災害時要配慮者支援対策の説明を行うとともに、地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録者台帳の確認や、担架や車椅子の操作方法などの訓練を行うことができました。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

震災救援所での災害時要配慮者訓練がより多く実施されるよう、会長・所長会や震災運営連絡会での更なる周知を実施していきます。災害時要配慮者支援対策の説明の機会を持たせてもらえるよう、各震災救援所へ働きかけを行い、災害時要配慮者訓練の必要性を投げかけるなど、災害時要配慮者に対する意識を高めていきます。また、災害時要配慮者についての迅速な安否確認のため、個人情報保護研修も着実に実施していきます。

災害時要配慮者訓練を実施する際は、既存の訓練ばかり実施するのではなく、搬送ルートの検討や安否確認の手順の確認など、様々な訓練を取り入れていきます。

(1) 取組の概要

震災救援所や二次救援所などでの避難生活が困難な災害時要配慮者を受け入れ、専門性の高い支援を行うことのできる福祉救援所の拡充に向けた取組を進めます。また、福祉救援所連絡会を定期的に開催し、福祉救援所間の情報共有・意見交換を行うとともに、マニュアルの整備、立ち上げ・運営訓練等の実施など福祉救援所の機能強化を図ります。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉救援所新規指定施設数	計画	新規	3所	3所	3所
		累計	41所	44所	47所
	実績	累計	41所	44所	

(3) 令和6年度の主な成果と課題

災害時要配慮者の避難先を確保するため、新たに民間福祉施設3所との間で福祉救援所開設の協定を締結し、災害の受入体制の拡充を図りました。

また、福祉救援所連絡会を開催し、各施設での開設マニュアルの整備を促しました。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

引き続き新たに民間福祉施設3所との福祉救援所開設の協定を締結していきます。また、福祉救援所連絡会を開催し、福祉救援所間の情報共有を行い、円滑な支援体制を構築していきます。

既存の福祉救援所の備蓄品については、各福祉救援所のニーズに合わせた備蓄品入替や充実を図っていきます。

(1) 取組の概要

ケア 24 は地域包括ケアを推進する中核拠点として、「総合相談」の充実を図り、高齢者のニーズを把握して必要な支援とサービスを提供します。具体的には、一人暮らし・制度の狭間にある高齢者の支援・高齢者虐待・ダブルケアやヤングケアラー・高齢障害者等課題のある高齢者の支援体制を整えるなど、障害・子ども分野等との連携強化を図るとともに、重層的支援体制整備事業における包括的な相談支援体制を整備・推進します。また、専門研修を充実させて多様な相談に対応できる人材育成に取り組みます。

(2) 計画と実績

指標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域包括支援センター延べ相談件数	計画	130,000 件	131,000 件	132,000 件	133,000 件
	実績	149,419 件	145,528 件		

(3) 令和 6 年度の主な成果と課題

全ケア24 (20所) が円滑に事業運営できるよう、委託費を増額し、職員を増員するなどの体制強化を行いました。職員研修については、新任者研修、介護予防ケアマネジメント研修、地域づくり研修、認知症研修、課題別研修等を開催し、ケア24職員の人材育成とサービスの向上を図りました。ケア24の認知度向上に当たり、各ケア24便りを配布するほか、ホームページへの掲載や地域のお祭りなどのイベントに参加し、より一層の区民周知に取り組みました。

新任者の増加による人材育成、総合相談を強化するため、職員アンケートやケア24センター長会等での意見要望等を踏まえ、職種や職層ごとの研修を計画的に実施する必要があります。また、運営経費や開設時間のあり方、区民の周知をより高めるための方策を検討していく必要があります。

(4) 令和 7 年度以降の方向性・改善策

令和 8 年度から、より一層日中に相談しやすい環境を整える等のためケア 24 の開所時間を見直すとともに、区ホームページや SNS を一層活用して、ケア 24 の周知度を高めていきます。また、事業の効率化についてはケアプランデータ連携システムの導入や、高齢者サービス申請の電子化、会議のオンライン化などを順次進めていきます。

職員研修については、新任職員の増加や複雑化する高齢者課題に伴い、職種や職層等に応じた研修を開催していくことで、専門性や役割の強化を図ります。

(1) 取組の概要

区はケア 24 (20 所) の基幹的機能として、適切な運営方針の提示、センター間の総合調整、総合相談と困難ケースの後方支援等の強化を図ります。さらに、ケア 24 が適切に業務を行うための人員の確保と、専門職 (主任介護支援専門員 (主任ケアマネジャー) ・保健師 ・社会福祉士) 等の適正配置に努めます。

また、ケア 24 の「公正・中立」な運営に向けて、「地域包括支援センター事業評価部会」においてケア 24 の実地指導、国指標評価を実施し、業務の改善や質の維持・向上に取り組みます。

(2) 計画と実績

指標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
令和 6 年度モニタリング履行評価 評価点数平均	計画	100 点	100 点	100 点	100 点
	実績	102.3 点	106.4 点		

(3) 令和 6 年度の主な成果と課題

全ケア 24 (20 所) が円滑に事業運営できるよう、委託費を増額し、職員を増員するなどの体制強化を行いました。一方、専門職が欠員となる状況が発生しました。

また、ケア 24 の事業改善と質の向上を図るため、杉並区評価指標及び全国統一評価指標等による事業評価と実地指導を行い、地域課題に沿って工夫している取組についてセンター長会等連絡会の場において共有等を行いました。

(4) 令和 7 年度以降の方向性・改善策

引き続き、区の後方支援等の強化とともに、各ケア 24 における専門職の人材育成、定着のための研修等に取り組み、専門職の適正配置を図っていきます。

また、事業評価については、令和 7 年度に実施する事業評価から国の評価指標の見直しを踏まえた内容で行うよう検討・具体化していきます。

（１）取組の概要

ケア 24 と関係者による地域ケア会議を開催し、個々の高齢者に応じた切れ目のない支援を充実します。また、地域包括ケア推進員が核となり「地域ケア会議」で明らかになった個々の課題を「地域ケア推進会議」へ展開させて、地域の共通課題の解決や施策への反映に結び付け、住民同士がつながり支えあえる地域づくりを目指すとともに、重層的支援体制整備事業における「重層的支援会議」を活用して、分野を超えた連携を推進します。

（２）計画と実績

指標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ケア 24 主催の地域ケア会議 開催回数	計画	140 回	140 回	140 回	140 回
	実績	173 回	166 回		

（３）令和 6 年度の主な成果と課題

ケア 24 毎に開催する地域ケア会議を 166 回開催し、個別ケースの課題解決を図るとともに、共通する地域課題の検討を行い、高齢者の見守りや支え合いの体制を整えています。ケア 24 は、地域ケア会議の開催を通して、個別事例検討や、地域課題を検討する中で、地域高齢者の生活を支えるネットワークの構築をしていき、区は地域ごとに挙げられた地域課題を区の課題として検討する場を設定して、施策形成に反映させていきます。

（４）令和 7 年度以降の方向性・改善策

個別支援の課題を地域の生活課題として、関係機関と共有する機会を設定し、地域の支援体制づくりの検討資料としていきます。今後の更なる独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加に対応するため、引き続き他施策と連携しながら包括的な見守り体制を推進していきます。

（１）取組の概要

在宅療養者が安心して日常の療養生活を送れるようにするため、在宅医療に関する相談を受け付ける窓口を設置するほか、在宅医療を実施している医療機関等の情報を「在宅療養ブック」などを通じて周知します。

また、医療と介護の連携を強化するため、医療・介護の関係者による在宅医療地域ケア会議等多職種の職員を対象とした研修を行うとともに、杉並区医師会が運営する多職種連携ネットワークシステムに対して支援を行います。

さらに、入退院時に医療・介護サービスを一体的かつスムーズに提供するため、すぎなみガイドラインに基づく情報提供書等を用いて、医療・介護の関係者間で入退院時の情報共有を図ります。

このほか、在宅療養者の一時的な受け入れを行っている後方支援病床の協力病院等と連携して、在宅医療の関係者に後方支援病床の周知を図り、在宅療養者の病状が急変した時に適切な対応が行われるようにするとともに、区民を対象とした講演会や広報誌「在宅医療地域ケア通信」を通じて、看取り等への理解を広め、人生の最終段階における意思決定を支援します。

（２）計画と実績

指標		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
在宅医療相談調整窓口の相談件数	計画	500件	400件	400件	—
	実績	282件	292件		
多職種連携ICTシステムの利用者数	計画	400人	400人	430人	—
	実績	382人	415人		
ウィッグ購入費等の助成件数	計画	200件	250件	300件	—
	実績	233件	283件		

（３）令和６年度の主な成果と課題

医療・介護の関係者が患者情報を効率的に共有できるように、杉並区医師会が運用する多職種連携ICTシステムに対して、経費の補助を行いました。

また、更なるシステムの普及を図るため、杉並区医師会と協力して在宅医療地域ケア会議の関係者等に周知を行い、令和６年度末時点での利用者数は415人となりました。

がん患者のウィッグ購入費等を助成する事業では、チラシに加えてPRカードを医療機関やウィッグ販売店に配布し、対象となる方への周知を行い、計283件の助成を行いました。

そのほか、在宅医療相談調整窓口では292件の相談を受け付け、医療機関との調整や情報提供を行いました。

高齢者人口の増加に伴い、在宅医療のニーズが高まっており、在宅医療体制をより一層充実させることが必要です。引き続き、杉並区医師会や区内医療機関等と連携しながらシステムや制度の更なる周知を図り、多職種連携ICTシステムへの補助を継続します。

（４）令和７年度以降の方向性・改善策

多職種連携ICTシステムについて、９月以降に開催する在宅医療地域ケア会議や在宅医療推進多職種研修等で、引き続き在宅医療の関係者への周知を行い、利用の拡大を図っていきます。

また、ウィッグ購入費等助成事業については、対象者の範囲、助成対象品目、助成金額、助成点数、助成回数などを見直し、令和７年１１月に助成事業を拡大しました。

（１）取組の概要

高齢者が安心して住み続けられる地域を目指し、住民主体の支え合いによる活動を推進します。

具体的には、杉並区全域を第１層、ケア２４の担当区域（日常生活圏域）を第２層とし、それぞれに地域資源の開発やネットワークづくり等をコーディネートする生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域の様々な団体・住民等が集まり、情報共有・意見交換を行う場である協議体を設置・運営します。また、第１層と第２層が連携して、住民主体の生活支援サービスや通いの場等の支え合いによる活動の開発、担い手の養成、多様な活動主体間の交流等を進めます。

（２）計画と実績

指標		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
第２層協議体設置数	計画	60 組織	60 組織	60 組織	60 組織
	実績	60 組織	56 組織		
地域の集いの場団体数	計画	350 団体	420 団体	440 団体	450 団体
	実績	415 団体	432 団体		

（３）令和６年度の主な成果と課題

第１層協議体委員と第２層協議体委員が相互の活動内容を共有することを目的に、第１層協議体委員が地域包括ケア推進員連絡会に参加し、情報交換を行いました。第２層協議体の活動状況について、地域包括ケア推進員を対象としたアンケートを実施し、地域の課題分析を行いました。

生活支援体制整備事業の運営において、目指す地域像や課題が共有されていない状況が見受けられるため、地域の課題や協議体の運営課題を共有するとともに、ニーズに合わせた地域づくりの意義を伝えながら運営を支援していく必要があります。

（４）令和７年度以降の方向性・改善策

令和７年度は、地域包括ケアシステムの構築の目標年度ですが、現在でも高齢者の生活課題が充分解決しているとは言えず、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送っていくためには、今後とも身近な地域課題の解決や社会的孤立への支援が必要なことから、地域の支え合いを中心とした多様な生活支援の体制整備を進めます。

生活支援体制整備事業は、高齢者の枠を超えてこれまで以上に多世代交流の視点を持つとともに、地域支え合いの仕組みづくり事業など、地域づくりに向けた共通の課題を持つ事業と連携・協力していきます。

(1) 取組の概要

加齢や障害特性に応じた支援ができるよう、実務や研修を通して、積極的に高齢者分野の介護支援専門員（ケアマネジャー）と障害者分野の相談機関の職員等とが連携を図ることで、高齢障害者の相談支援体制を推進します。

また、介護保険移行期には、高齢者分野・障害者分野の両分野の支援者を交えたケア会議を開催するなど、高齢者分野・障害者分野が一体的な取組を行います。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移行期におけるケア会議実施件数	計画	—	—	—	—
	実績	6件	8件		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

基幹相談支援センター職員及び障害者地域相談支援センター（すまいる）のセンター長が、ケア24センター長会に参加し、情報交換を行ったり、ケア24職員やケアマネジャー向けの研修で障害者施策についての講義を行い、制度の理解促進や連携を進めています。

介護保険への移行期におけるケア会議については、実施件数がまだ少ない状況であることから、特定相談支援事業所をはじめとする支援者への一層の周知が必要です。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

引き続き、高齢者分野・障害者分野双方の連携強化のため、地域自立支援協議会の部会である高齢・障害連携部会にて、相互理解と相談支援体制の強化に努めていきます。

（１）取組の概要

高齢の障害者等が個々の身体状況や特性に合わせてサービスを選択して利用できるよう、介護保険サービス事業所が障害福祉サービスを提供する共生型サービス事業所の開設を促進します。

また、障害者の利用に当たっては、障害分野の支援者から介護保険事業者へ丁寧につなぐほか、障害者及びその家族、支援者等を対象としたシンポジウムを開催し、事業の周知啓発を図ります。

（２）計画と実績

指標		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
区内の共生型サービス事業所数	計画	７所	１２所	１０所	１２所
	実績	５所	６所		
周知・啓発セミナー等開催数	計画	３所	３所	１所	１所
	実績	３所	３所		

（３）令和６年度の主な成果と課題

共生型サービスを利用することで、「65歳未満の障害者が、加齢により障害者施設での通所や作業に支障が生じていたところ、本人状況に合わせた支援が受けられるようになった」「65歳となった段階で介護保険にスムーズに移行することができた」などの効果が表れています。

しかしながら、送迎範囲外となってしまう地域偏在や、利用者が通い慣れた施設から移行する際の環境変化などにより、利用が進まないことが課題です。

また、開設に当たっては、新たに東京都に障害福祉サービス事業所開設の手続きが必要となり、介護保険サービス事業所が通常業務を継続しながら、専門外の障害分野の指定の手続きを新たに行うことが難しく、開設が計画どおり進みませんでした。

（４）令和７年度以降の方向性・改善策

共生型サービス事業所開設促進事業については、当初は対象を令和５・６年度に開設した事業所に限定していましたが、計画数値よりも開設が進まず利用したくても利用できない障害者がいること、障害者のサービス選択肢の拡充やスムーズな介護保険の移行などの利用効果が見込まれることから、令和６年度に事業の検証・見直しを行い、令和７年度以降も対象とすることとしました。

(1) 取組の概要

高齢者住宅「みどりの里」の運営のほか、区営住宅の低層階について一般世帯を除いた高齢者や障害者世帯等の専用申込枠として運用することで、区営住宅へ的高齢者世帯等の入居を促進します。また、杉並区居住支援協議会にて、民間賃貸住宅を探している高齢者をはじめとした住宅確保要配慮者に対して、不動産店の紹介や住宅に関する情報提供、葬儀の実施・残存家財の撤去等の事業により、民間賃貸住宅への入居を促進するとともに、庁内の福祉部門や居住支援法人等と連携して居住支援に取り組みます。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者住宅の提供	計画	353戸	353戸	353戸	353戸
	実績	353戸	353戸		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

高齢者住宅みどりの里、区営住宅においては7月に空き室待ち登録者募集を行い、空き室発生の都度、入居をあっせんしました。民間賃貸住宅への入居支援としては、杉並区居住支援協議会、居住支援法人、区の福祉関係部署等と連携しながら高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者への情報提供などの支援を行いました。また、セーフティネット専用住宅家賃低廉化補助により住宅確保要配慮者が低廉な家賃で入居できるよう支援し、助成対象となる専用住宅の登録促進のため、賃貸人向けの居住支援セミナーを行うなど、制度の周知に努めました。そのほか新たな支援策として、低額所得者が家賃過重や住環境の改善を図るための転居費用助成について、令和7年度からの実施に向けた準備を行いました。

孤独死や残置物処理に対する不安から、単身高齢者世帯の入居に対して賃貸人の拒否感が大きいという問題があります。単身高齢者世帯の更なる増加が見込まれる中、賃貸人の不安を減らすための支援や取組が重要となります。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

民間から借り上げている高齢者住宅については、引き続き借り上げを行い、高齢者住宅の確保を行っていきます。区は、更なる居住支援の充実を目指し、居住支援協議会と連携して不動産関係団体への働きかけを行うなど、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録促進に努めます。また、家賃低廉化補助対象住宅を増やし、住宅確保要配慮者が低廉な家賃で入居できるよう引き続き支援していきます。

(1) 取組の概要

認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深め、認知症の人や家族等が地域で安心して生活できる地域づくりや本人の社会参加を推進します。

- ア. 認知症サポーターの養成
- イ. チームオレンジの育成

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ア) 認知症サポーター新規 養成者数	計画	2,500人	2,500人	2,500人	2,500人
	実績	1,548人	1,678人		
イ) チームオレンジのチ ーム数(累計)	計画	12チーム	15チーム	18チーム	20チーム
	実績	12チーム	15チーム		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

認知症サポーター養成講座では、認知症を自分事として捉える視点を基本に据えて改訂された、認知症サポーター養成講座標準教材「認知症を学びみんなで考える」を活用し、認知症への正しい理解等の普及啓発に努めました。令和6年度計画2,500人に対して実績1,678人(対計画比67.1%)となり計画数には届かなかったものの、令和5年度実績1,548人に対して令和6年度は130人増(対前年度比108.4%)となり、着実に認知症サポーター等を増やすことができました。

認知症サポーター養成講座の修了者は、令和6年度に地域包括ケア推進員が作成した「チームオレンジMAP」を活用し、チームオレンジ参加につなげています。認知症の人や家族を支援するチームオレンジの育成に取り組んだ結果、新たに3チームが組織され、区内に20か所のケア24のうち15か所の設置となりました。必要に応じて、新規チームへ事業目的や他チームの状況等の説明を行い、立ち上げに協力するとともに、既存のチームには活動状況の現地ヒアリングと支援を行い、計画的にチーム数を増やすことができました。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

認知症サポーター養成講座については、今後も認知症への理解者を増やしていくため、区民や教育機関、企業等幅広い対象に向けて講座を開催するとともに、認知症サポーター等がチームとなって活動するチームオレンジの充実につなげていきます。

チームオレンジについては、20か所のケア24に各1チーム(計20チーム)の設置を目標に、今後も認知症サポーター養成講座からチームオレンジの参加につなげるとともに、チームオレンジ間の情報共有の場を設け、活性化を図っていきます。

(1) 取組の概要

認知症の本人や家族の意向を尊重し、適切な医療・介護等サービスを受けられるよう支援体制を構築します。

- ア. 若年性認知症支援
- イ. 認知症初期集中支援チーム訪問支援
- ウ. 物忘れ相談の実施

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ア) 若年性認知症支援会議数	計画	12回	12回	12回	12回
	実績	10回	11回		
イ) 認知症初期集中支援チーム対応件数	計画	60件	60件	60件	60件
	実績	51件	33件		
ウ) 物忘れ相談件数(ケア24)	計画	80件	100件	100件	100件
	実績	73件	60件		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

若年性認知症支援会議は、11回開催し、延べ16人について支援方針の検討を行い、関係機関へつなぐとともに、連携の強化を図ることができました。

認知症初期集中支援チームによる対応件数は33件あり、単身世帯で様々な課題を抱えているケースに対してチームの介入により受診や介護サービスの利用につなげることができました。また、ケア24で受け付けている認知症サポート医による物忘れ相談は60件、保健センターが受付となっている精神科医によるものわすれ相談は8件利用され、物忘れが心配な本人や家族の相談に対応しました。

ケア24における物忘れ相談の利用件数が減少傾向(令和5年73件、令和6年60件)にあり、認知症サポート医の効果的な活用が課題です。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

若年性認知症支援会議では、若年性認知症の人が抱える就労、経済、介護、本人や家族の病気の受容等の多岐にわたる課題について、関係機関との検討・支援・連携を強化し、本人の社会参加の促進を図ります。

認知症初期集中支援チームについては、認知症の症状で対応に困っているケースをケア24から支援チームにつなげてもらえるよう、連携方法の見直しを行い、複合的な課題を抱えた認知症の人を支援する体制を構築していきます。令和8年1月には認知症初期集中支援チーム取組報告会をケア24と認知症初期集中支援チーム員を対象に実施し、事業の活用促進や困難事例への介入手法などの対応力向上を図ります。

物忘れ相談については、相談票や相談の流れを見直し、必要な方への支援体制を充実させるとともに、更なる周知に努めていきます。

(1) 取組の概要

認知症ケアパス（認知症あんしんガイドブック）の普及や認知症予防・共生講座の開催を通じて、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境づくりを推進します。

- ア. 認知症ケアパスの普及
- イ. 認知症予防・共生講座の開催
- ウ. 認知症予防検診（もの忘れ予防検診）の実施

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ア) 認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）の普及	計画	普及	普及	改訂・普及	普及
	実績	3,859部	作成：5,000部 配布：5,689部		
イ) 認知症予防・共生講座の開催等	計画	1回	1回	1回	1回
	実績	1回	1回		
ウ) 認知症予防検診受診者数	計画	500人	500人	250人	250人
	実績	115人	116人		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

東京都の認知症サポート検診事業補助金を活用して制作した認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）を認知症予防検診の受診者へ配布する等、認知症理解の普及啓発に努めました。

認知症予防・共生講座には56名の区民等が参加し、認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深めることができました。

認知症予防検診は、70歳に到達した区民4,882名に検診案内を送付し、受診者数は116名（受診率2.38%）、うち認知機能障害の疑いありと判定された方は12名でした。認知機能障害の疑いのある対象者には、本人の希望に応じて医療機関につなぐ等の支援を行いました。今後も受診者数が増加するよう医師会等と連携するとともに周知方法等を工夫していく必要があります。

令和7年度以降、若年性を含む認知症に関する普及啓発を進める等の観点から、検診対象者を50歳から70歳までの区民に拡大して実施することとし、浴風会病院認知症疾患医療センターや医師会等の専門的助言や在宅医療推進連絡協議会認知症施策推進部会等の意見を聴取しながら、検診体制等の検討・調整を図りました。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

「認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）」の改訂に当たり、認知症の本人や家族等の意見を取り入れ、認知症介護研究・研修東京センターの助言等のもと、制作していきます。令和8年3月には、改訂した「認知症あんしんガイドブック」の周知のための講演会を予定しています。

認知症理解の促進に向けて、引き続き若年性認知症の本人の実話を描いた映画「オレンジ・ランプ」の上映会等を実施します。

令和7年度から、認知症予防検診の対象を50歳から70歳の区民に拡大して実施します。50歳と70歳の区民には、受診を促す個別通知を送り、幅広い世代への普及啓発と認知症の早期発見・早期対応を図ります。

(1) 取組の概要

これまでの利用実績と既存事業所の地域バランス等を考慮して、計画期間内に各 1 所の整備を図ります。

(2) 計画と実績

指標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
事業所数	計画	10 所	11 所	12 所	12 所
	実績	10 所	10 所		

(3) 令和 6 年度の主な成果と課題

荻窪地域の事業所が 1 施設閉鎖（6 月）しましたが、阿佐谷地域に 1 施設整備（11 月開設）しました。また、運営事業者への調査（9 月）では、既存事業所の所在に偏りがあり、南側地域（高井戸、和泉・方南地域）をサービスの提供範囲とする事業者が少なく、受け入れを断るケースもあることが判明しました。

(4) 令和 7 年度以降の方向性・改善策

令和 7 年度以降の公募については、当面の間、高井戸、和泉・方南地域をサービス提供範囲とする事業所に対して、施設整備費及び開設に係る経費を補助することで整備を推進し、サービス対象地域に、高井戸、和泉・方南地域のいずれかを含めない事業者の指定は行わないこととします。

(1)取組の概要

これまでの利用実績と既存事業所の地域バランス等を考慮して、認知症高齢者グループホーム等との併設を視野に、令和7(2025)・8(2026)年度に各1所の整備を図ります。

(2)計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数	計画	12所	12所	13所	14所
	実績	12所	12所		

(3)令和6年度の主な成果と課題

令和7年度に開設予定の小規模多機能型居宅介護事業所(1所)について、土地所有者に対してオーナー創設型の建設助成を行うとともに、運営事業者に対して開設準備に係る経費について補助金の交付を行いました。

今後は、未整備地域(高円寺地域)の解消を図る必要があります。

(4)令和7年度以降の方向性・改善策

令和6年度末時点で、区内で12施設、344人の定員数を整備していますが、一定数の空きがある状況です。一方で、未整備地域(高円寺地域)があり、東西で地域偏在があります。今後は、既存施設の安定的な事業運営が難しいことや介護人材の不足等を踏まえて、未整備地域解消に向け公募を実施し、未整備地域以外の地域における事業者の指定は行わないこととします。

③特別養護老人ホームの整備

取組方針 5 - (2) 施設介護サービスの充実

(1) 取組の概要

令和 8 (2026) 年度までの間、緊急性の高い入所待機者は発生しない見込みですが、今後の需給予測結果等により整備の必要性が認められる場合は、新たな整備の計画化を図ります。

(2) 計画と実績

指標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
施設数	計画	24 所	24 所	24 所	24 所
	実績	24 所	24 所		

(3) 令和 6 年度の主な成果と課題

令和 6 年 3 月に実施した需要予測と同様に、令和 7 年 5 月に実施した最新の予測においては令和 8 年度までの間、緊急性の高い入所待機者は発生しない見込みとなっています。

(4) 令和 7 年度以降の方向性・改善策

引き続き、各年度末時点での最新データ等を基にした定期的な需給予測を行い、新たな整備の必要性が認められる場合は、その計画化を図っていきます。

④ケアハウスの整備

取組方針 5 - (2) 施設介護サービスの充実

(1) 取組の概要

ケアハウス今川（運営事業者との契約期間満了により、令和 6 (2024) 年 2 月末で休止）は、これまでの利用実績を踏まえ、必要な施設改修等を行った上で、令和 8 (2026) 年度の運営再開を図ります。

(2) 計画と実績

指標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
施設数	計画	2 所	1 所	1 所	1 所
	実績	1 所	1 所		

(3) 令和 6 年度の主な成果と課題

ケアハウス井草及び休止施設のケアハウス今川の 2 施設の維持管理を行うとともに、ケアハウス今川については、令和 8 年度の運営再開に向けた実施設計及び不動産鑑定を実施しました。

(4) 令和 7 年度以降の方向性・改善策

ケアハウス井草は、令和 7 年度に賃貸借契約の更新を行い、運営継続後も適切な施設管理に努めます。
 ケアハウス今川については、杉並区実行計画に基づき、令和 8 年度中の運営再開に向け改修工事を進めています。区内特別養護老人ホームの大規模改修支援を実施するため、代替施設活用の要望があった区内特別養護老人ホームに対し、改修工事後のケアハウス今川を有償貸与（令和 9 年 1 月～11 月）した後、令和 9 年度に運用再開するよう計画を見直します。

（１）取組の概要

これまでの利用実績と既存施設の地域バランス等を考慮して、令和６（2024）年度に２所、令和７（2025）・８（2026）年度に各１所の整備を図ります。

（２）計画と実績

指標		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
事業所数	計画	37所	39所	40所	40所
	実績	37所	38所		

（３）令和６年度の主な成果と課題

令和６年度は、２施設開設予定のところ１施設の建設工事が遅れたため、１施設のみ開設（６月）となりました。また、令和７年度に開設予定の認知症高齢者グループホーム（１所）について、土地所有者に対して建設助成を行うとともに、運営事業者に対して開設準備にかかる経費について補助金の交付を行いました。

なお、杉並区は２３区内でも認知症高齢者グループホームの整備率が高いことに加え、過去平均入所率が94.01%とWAMNET公表の経営状況が黒字の事業所の平均入所率95.4%を下回っており、施設は充足している状態です。今後の施設整備に当たっては、定期的に需給予測を実施し、整備の必要性を検討していく必要があります。

（４）令和７年度以降の方向性・改善策

この間の需給予測等により施設は充足しており、令和８年度までの間は、新たに整備する必要はないことから、令和８年度に１所の整備を行う計画を見直します。今後、区内における現在及び当面の需給バランスを精査の上、既存施設の安定的な運営と経営観点も踏まえて新たな整備の必要性が認められる場合は、その計画化を図っていきます。

(1)取組の概要

都市型軽費老人ホームは、自立した生活に不安を抱える高齢者の住まいの選択肢の一つであり、引き続き民間事業者による施設整備を支援します。

(2)計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数	計画	3所	3所	3所	4所
	実績	3所	3所		

(3)令和6年度の主な成果と課題

短期入所生活介護「ショートステイマイルドハート西荻」の一部を転換し、令和7年度より都市型軽費老人ホーム（定員19名）として開設する準備に取り組みました。

なお、杉並区は23区内でも整備率が低く、区内施設もおおむね満床を継続していることから新規整備の必要性はあり、地域偏在も考慮した上で公募を実施する必要があります。

(4)令和7年度以降の方向性・改善策

既存施設の安定的な運営と経営観点も踏まえつつ、地域偏在の解消を図るため、未整備となっている区内東側地域（阿佐谷、高円寺、方南・和泉地域）の整備を進めていきます。

(1) 取組の概要

引き続き、区内 4 施設及び区外施設の利用実績等を考慮しつつ、整備・運営主体となる医療法人等の意向に応じて、新たな施設整備について検討します。

(2) 計画と実績

指標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
整備床数	計画	418 床	418 床	418 床	418 床
	実績	418 床	418 床		

(3) 令和 6 年度の主な成果と課題

平成 16 年度から当該用地で運営している介護老人保健施設シーダ・ウォークの運営事業者に対し、契約書に基づく転貸借を継続しました。

また、介護老人保健施設くぬぎの運営事業者が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた建設費に対し、区民利用率に応じて償還助成を行いました。

(4) 令和 7 年度以降の方向性・改善策

今後も介護老人保健施設の利用状況や整備・運営主体となる区内の医療法人等の意向を踏まえながら、新たな施設整備について検討していきます。

（１）取組の概要

引き続き、区外施設の利用実績等を考慮しつつ、整備・運営主体となる医療法人等の意向に応じて、新たな施設整備について検討します。

（２）計画と実績

指標		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護医療院の整備	計画	検討	検討	検討	検討
	実績	検討	検討		

（３）令和６年度の主な成果と課題

令和６年度は整備・運営主体である医療法人等から整備相談がありましたが、具体的な整備計画の調整までは至りませんでした。

（４）令和７年度以降の方向性・改善策

引き続き、区外施設の利用状況や整備・運営主体となる区内の医療法人等の意向を踏まえながら、新たな施設整備について調整・検討していきます。

(1) 取組の概要

高齢者の多様な住まい方の選択肢である、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームについて、引き続き、東京都と連携・調整を図りながら、民間事業者による施設整備を支援します。

(2) 計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス付き高齢者向け住宅等の整備	計画	相談・支援	相談・支援	相談・支援	相談・支援
	実績	相談・支援	相談・支援		

(3) 令和6年度の主な成果と課題

整備主体である運営事業者からの整備計画の相談を受け、東京都と連携・調整を図りながら、要支援・要介護者の住まいの多様化を図るため、サービス付き高齢者向け住宅等が特定施設入居者生活介護の指定が受けられるように支援しました。令和6年度は特定施設入居者生活介護の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅等が新たに5所開設しました。

(4) 令和7年度以降の方向性・改善策

引き続き、整備主体である運営事業者から整備計画の相談により、東京都と連携・調整を図りながら支援していきます。

(1)取組の概要

介護サービス事業者が、東京都福祉サービス第三者評価を積極的に受審し、その結果を活用して、より一層利用者本位の視点に立った質の高いサービスを提供するよう促します。

(2)計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉サービス第三者評価の 推進	計画	50件	50件	50件	50件
	実績	40件	57件		

(3)令和6年度の主な成果と課題

認知症対応型共同生活介護事業所では、毎年第三者評価の実施が義務付けられていますが、東京都では一定の要件を満たした場合に限り、第三者評価の実施頻度を2年に1回へと緩和しています。一方で、緩和の年でありながら受審する事業所も多く、サービスの質の向上のため、積極的に活用されています。

施設系事業所では積極的な第三者評価の受審が行われている一方で、居住系事業所の受審数は少ない状況です。

(4)令和7年度以降の方向性・改善策

居住系事業所への第三者評価制度の周知が十分ではないことから、ケア倶楽部を活用し、受審によって得られる利用者・事業者双方のメリットについて周知を進めます。また、受審のハードルを下げするため、福祉サービス第三者評価補助金の案内と併せて周知を行います。

(1)取組の概要

介護保険サービス事業者に対し、介護保険サービスの質の確保と保険給付の適正化を図るため、定期的・継続的に介護保険法に基づく指導を実施します。

(2)計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運営指導事業所数	計画	60件	60件	60件	65件
	実績	60件	59件		

(3)令和6年度の主な成果と課題

令和6年度の運営指導は予定していた事業所の都合で急遽実施を見合わせたことから、59件の実施となりました。そのうち、都指定事業所に対する指導件数は2件、区指定事業所に対する指導件数は57件でした。

区指定事業所に対する運営指導は、区の指導要綱に基づき、指定の有効期間である6年間に1回以上の割合(16.6%)で行うことを目標としています。令和6年度は、係人員体制の充実・事務効率化を並行して進めたことにより、実施率は17.8%と目標を達成することができました。一方で、都指定の居宅サービス事業所のうち指定年度内に指導を実施できていない事業所があります。

年1回実施する集団指導は、介護サービス事業所が適正なサービス提供を行うことができるように、運営指導で疑義が多い事項や、制度・基準等の改正など、理解促進が必要な事項等の共有を図りました。

(4)令和7年度以降の方向性・改善策

令和7年度の指導は、事業者が適正な事業運営とサービス提供ができるよう育成・支援を行い、地域全体の介護サービスの質の底上げを目指して、引き続き区指定の介護サービス事業所を中心に年間65件の指導を実施します。

令和8年度以降は、東京都が本格運用を開始する「指導検査業務システム(SDX)」を導入し、更なる運営指導の効率化を進めていきます。また、今後は運営指導の方法を見直し、都指定事業所への運営指導の拡充も目指します。

(1) 取組の概要

利用者からの苦情・相談を、区の窓口や各ケア 24 で受け付けるとともに、個々の内容を確認の上、介護サービス事業者等に対する指導・助言を行い、苦情の解決や今後の改善・見直しにつなげます。

(2) 計画と実績

指標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
苦情・相談の受付	計画	—	—	—	—
	実績	147 件	199 件		

(3) 令和 6 年度の主な成果と課題

苦情・相談について、必要に応じて事業者から報告を求めるとともに、指導や助言を行い、苦情の解決とサービス改善につながるよう対応しました。介護保険制度発足当初に比べ、利用者や家族の制度への理解が深まり、サービスに対する意識が高まっているため、苦情・相談の内容も複雑・多様化し、対応が長期化する事例が増えています。

(4) 令和 7 年度以降の方向性・改善策

苦情・相談事例については、引き続き集団指導などの機会を捉えて各事業者と共有し、苦情発生の未然防止に努めていきます。

(1)取組の概要

区民向けに作成・配布するガイドブック等の資料や、区公式ホームページに掲載している在宅医療・介護保険サービス事業者情報の充実を図ることを通して、利用者による介護サービスの円滑・適切な利用を支援します。

(2)計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
制度周知用パンフレット 作成数	計画	122,700部	56,500部	21,000部	21,600部
	実績	115,900部	20,000部		

(3)令和6年度の主な成果と課題

介護保険利用者ガイドブックの作成・配布、65歳に到達された方への被保険者証の送付と併せてミニパンフレットを同封するなどして、制度の趣旨普及に努めました。また、従来から一般区民向けに公開している介護サービス事業者検索システム「すぎなみ福祉サーチ」に、介護サービス事業者向け情報提供サイト「ケア倶楽部」を追加して運用を開始した令和6年9月以降、多くの事業者の登録（令和7年1月現在登録率97%）があり、区から事業者への速やかな情報提供を実現することができました。

介護保険第1号被保険者数は増加の一途を辿っており、介護人材不足などにより介護サービス提供が困難となりつつある状況を周知するとともに、今後も円滑かつ適切な介護サービスの利用を図るため、引き続き被保険者への趣旨普及に取り組む必要があります。

(4)令和7年度以降の方向性・改善策

今後も、被保険者や事業者にとって大きな影響のある法改正など、制度に関する情報を周知するため、わかりやすく的確な情報提供に努めていきます。

また、これまでは3年ごとの計画改定のたびに制度周知用パンフレット「よくわかる介護保険」を発行し、第1号被保険者に配布してきましたが、毎年発行している「介護保険利用者ガイドブック」と内容が類似していること、認定を受けていない区民にも送付することで経費がかさむこと、近隣区で同様のパンフレットを発行している自治体がないこと等を踏まえ、令和8年度からは発行しないこととします。

(1)取組の概要

各事業所が行う研修に加え、区が主催する研修では、時機に応じたテーマによる座学のほか、異なる事業所職員によるグループワーク等を実施し、相互に学び合うことを通してスキルの向上等を図ります。

(2)計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護事業所職員向け研修の実施回数	計画	18回	19回	19回	19回
	実績	15回	13回		
研修参加人数	計画	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人
	実績	1,049人	989人		

(3)令和6年度の主な成果と課題

令和6年度は、委託による研修は計画13回に対して予定通り実施しましたが、謝礼（報償費）による研修は、希望する研修テーマに対応できる講師と調整ができなかったため、計画6回が未実施となりました。

(4)令和7年度以降の方向性・改善策

研修を通じて、職員のスキルアップや介護の質の向上を図るための様々な研修テーマを検討していくとともに、ニーズに合ったテーマを速やかに設定することできるよう、謝礼（報償費）による研修回数を減らし、委託による研修回数を増やすことで、より多くの職員の研修機会を確保していきます。

また、令和8年度から、区主催の研修を動画撮影したアーカイブ配信を新たに実施し、介護職員が業務状況等に応じて一定期間内にいつでも視聴することができる環境を整えていく考えです。

⑮初任者研修等受講料の助成

取組方針 5 - (4)
介護人材定着・育成支援の充実

(1)取組の概要

介護職員初任者研修のほか、介護職員実務者や生活従事者援助研修の受講料の一部を助成し、介護サービス事業所における介護人材の定着・育成を支援します。

(2)計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修受講料助成金交付件数	計画	100件	100件	250件	200件
	実績	100件	91件		

(3)令和6年度の主な成果と課題

令和6年度における介護職員への初任者研修等受講料の助成は、前年度に引き続き希望者が多かったものの目標には達しませんでした。91人の方に助成をしました。これらの研修受講料の助成は、介護従事者の人材確保や定着のために必要な事業として、引き続き継続していく必要があります。

(4)令和7年度以降の方向性・改善策

令和7年度は初任者研修等受講料助成に加え、介護に従事する無資格者に義務化された認知症介護基礎研修受講料の助成を新たに対象とし、研修受講料助成を拡充するなど、今後も介護事業者の意見を聴きながら、これらの助成の拡大・充実を図っていきます。

(1)取組の概要

職員 15 人以下等の小規模な介護サービス事業所に対して、非常勤職員の健康診断及び精神保健相談に係る経費の一部を助成し、事業所における取組を支援します。

(2)計画と実績

指標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
健康診断等の助成金交付事業所数	計画	20 事業所	20 事業所	20 事業所	20 事業所
	実績	22 事業所	24 事業所		
非常勤の介護職員定着率	計画	100%	100%	100%	100%
	実績	97.1%	93.6%		

(3)令和 6 年度の主な成果と課題

令和 5 年度から 2 事業所増え、合計 24 事業所から申請がありました。また、本事業を活用した非常勤の介護職員定着率も 93.6%と過去 5 年間にわたり 90%を超えています。

(4)令和 7 年度以降の方向性・改善策

介護従事者の定着と事業者の負担軽減のために必要な事業として継続し、拡充の要望が出ていることも踏まえて、令和 8 年度から非常勤職種限定を撤廃して対象を拡大すること等を検討していきます。

(1)取組の概要

令和6（2024）年度から、新たに主任介護支援専門員・介護支援専門員が5年毎に受講する法定研修受講料の一部を助成し、介護サービス事業所の体制整備を支援します。

(2)計画と実績

指標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）及び介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する法定研修受講料の助成	計画		145件	145件	145件
	実績		28件		

(3)令和6年度の主な成果と課題

令和6年度から新たに開始した主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）及び介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象とする介護支援専門員法定研修受講料助成は、同年度から開始することとなった東京都の事業との併給により、効果的な執行を図ることとしました。しかし、併給可能な仕組みの構築に時間を要したため申請の受付開始が12月末となり、助成件数が当初の見込みを大幅に下回りました。

(4)令和7年度以降の方向性・改善策

介護支援専門員法定研修受講料助成については、更なる周知を図り、引き続き介護人材の確保や定着のために継続していきます。

（１）取組の概要

東京都の助成制度を補完するため、介護施設における介護ロボットの導入に係る経費の一部を区独自に助成し、介護職員の負担軽減と業務の効率化等を支援します。

（２）計画と実績

指標		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
助成先事業所数（累計）	計画	23所（３）	26所（３）	29所（３）	32所（３）
※（）内は増数	実績	23所（３）	29所（６）		

（３）令和６年度の主な成果と課題

６月に実施した対象施設へのアンケート調査結果を踏まえて補助対象機器を拡充した上で、区内 67 所の事業所に対して事業周知・募集を行い、これまでに実績のなかった認知症高齢者グループホームを含む 6 事業所への導入助成を行いました。引き続き、より多くの事業所に活用されるよう制度の周知等を図っていく必要があります。

（４）令和７年度以降の方向性・改善策

高齢者介護従事者の負担軽減を図るため、より多くの事業者を活用いただけるよう、新たにすぎなみ福祉サーチャを活用するなど周知を図るとともに、各施設の希望やニーズの把握に努め、適時適切に見直しを実施していきます。